

ユーロ・ペシニズム下の仏独連携（一九七四—七八年）

——EMS成立の歴史的前提——

権 上 康 男

目次

はじめに

第一章 〈序〉経済通貨同盟の建設をめぐる仏独対立とスネイクの危機

第二章 固定相場制崩壊／石油危機とフランスの転進

一 「対外的拘束」と欧州共同体の危機

二 フランスのスネイク改革案——フルカード案

三 二つの懸案——国家主権と経済政策の協調

第三章 ドイツの転進と限界

一 テンデマンス・キャンペーンとヘルムート・シュミット

二 オランダの欧州為替制度改革案（ドイゼンベルグ案）と孤立するドイツ

第四章 仏独連携の前進（一九七七年一月―七八年一月）

一 ユーロ・ペシミズム下の仏独関係

二 仏独定期経済協議と通貨目標値

第五章 EMS 成立前夜のフランスとドイツ

一 経済通貨同盟再発進案（ジエンキンズ案）への対応

二 欧州委員会「一九七八年夏に向けた共同体の経済戦略」への批判的対応

結語

はじめに

一九七八年の四月から六月末にかけて、ドイツの首相ヘルムート・シュミットの発意で、シュミット自身とフランスの大統領ヴァレリー・ジスカールデスタンの間で、頓挫していた「欧州通貨同盟」(Union économique et monétaire)の建設をめぐる秘密交渉が行われた。交渉は両首脳とその私的代理人、すなわちドイツ側が連邦首相官房の局長シュールマン (Horst Schulmann)、フランス側がフランス銀行総裁クラピエ (Bernard Clappier)、の四人が進められた。この交渉から生まれた合意文書は、同年四月六―七日にブレームンで開催された欧州理事会において採択される。これが、「スネイク」に代わる新たな欧州通貨協力制度「EMS」(欧州通貨制度)の骨格を定めたことで知られるブレームン合意である。EMSはこのあと、共同体の諸機関で制度の細部が固められ、翌一九七九年三月に発足する。EMSは前身のスネイクとは対照的に、曲折はあったものの二〇年もの間おおむね順調に機能し、一九九九年のユーロの導入によってその歴史的役割を終える。それゆえEMSの創設は、欧州通貨統合史のなかで決定的ともいえるべき特別な位置を占めている。

EMSの成立を歴史的展望のなかで理解しようとする、ただちにいくつかの疑問が生じる。なぜ交渉を呼びかけたのがドイツだったのか。なぜ交渉相手がフランスだったのか。なぜ交渉が秘密交渉のかたちをとったのか。フランス側では中央銀行総裁が大統領の代理人の資格で交渉に参加しているのに、なぜドイツ側では中央銀行が交渉から外されたのか。EMSの最大の特徴はECU(欧州通貨単位)と呼ばれる通貨バスケットが「制度の支柱」(ブレームン合意)になっている点にある。欧州為替制度への通貨バスケットの導入はフランスの年来の主張であり、ドイツは

これに強く異を唱えていた。それなのになぜドイツは一九七八年になってこの合成通貨の導入を受け入れたのか。

EMSに論及した研究文献はおびただしい数にのぼるが、こうした一連の疑念に正面から答えようとした文献を筆者は知らない。それは、文献の大半が金融理論や金融制度の側からのアプローチのものであることと、欧州統合史のなかでも停滞期として知られる一九七〇年代中葉および後半を対象とする歴史研究がフランスについてもドイツについても未だ十分になされておらず、必要な情報が不足していたことによると考えられる。本稿はこの研究史上の空白期を対象に選り、上記の一連の疑問ないしは論点を導きの糸として、主にフランスの大統領府および中央銀行の歴史文書に拠りつつ、EMSの成立を導いた歴史的諸条件に迫ろうとするものである。

第一章 〈序〉経済通貨同盟の建設をめぐる仏独対立とスネイクの危機

すでに別稿⁽¹⁾で論じたように、一九七二年三月の欧州閣僚理事会で建設が決まった経済通貨同盟については、その工程表をめぐる共同体の二つの大国、フランスとドイツの間で確執があった。実際、一九六九年から七二年にかけて、欧州閣僚理事会、通貨委員会、中央銀行総裁委員会のいずれの共同体の機関においても、両国の経済・財務担当の大臣および高級官僚、中央銀行総裁・副総裁たちの間でしばしば激論が闘わされた。なかでもフランスの経済財務大臣(以下、慣例により「財務大臣」と略記) ヴアレリー・ジスカールデスタンとドイツの経済大臣カール・シラーの論戦はとくに激しくかつ厳しいものがあり、事態を憂慮したドイツの首相ウイリー・ブランドがフランスの大統領ジョルジュ・ポンピドゥーに特使を送り、両国首脳間に特別の情報伝達ルートをつくらうとしたほどであった。⁽²⁾

経済通貨同盟の建設が国際通貨制度の将来をめぐる問題と不可分な関係にあると認識していた点では、両国に違い

はなかつた。しかし、あるべき世界経済秩序をめぐる理解は正反対であつた。フランスが安定した為替制度のもとではじめて市場経済が十全に機能し得ると見るのにたいして、ドイツは自由な市場経済の展開の結果として為替関係の安定が実現すると見ていた。こうした原則レヴェルにおける理解の違いを反映して、経済通貨同盟の建設の方法や手順に関する考え方は両国間で大きく食い違つていた。

フランスは議論の出発点に、世界レヴェルにおいても固定相場制が維持されねばならないという前提をおく。次いで、共同体の域内の為替変動幅については軽微な縮小を、したがつて為替制度としては対ドル変動幅の上限と下限の間を欧州変動幅（欧州通貨バンド）が蛇行する「トンネルのなかのスネイク」とすることを主張する。そして、為替平価²中心相場を設定したあとにどのような経済政策を実施するかは各国の自由に委ねるべきであるとする。こうした主張とのかかわりでフランスは、経済通貨同盟の建設にあつて域内信用制度の拡充を最優先の課題に据えることと、各国の政治的意思を反映できる現行の共同体の諸制度（閣僚理事会および専門委員会）を維持することを、最重点項目として強く要求する。これにたいしてドイツは、国際通貨制度については変動相場制、欧州通貨制度については固定相場制の採用をそれぞれ主張する。したがつてフランスとは違い、ドイツの求める欧州為替制度は「空中のスネイク」（共同変動相場制）ということになる。一方、経済通貨同盟の建設については、一〇年後の一九八〇年に確實に単一通貨が導入できるように各国の経済政策の「協調」（coordination）ないしは「収斂」（convergence）³を最優先の課題に据え、そのために経済・通貨政策の中央政策決定機関の創設を急ぐことを主張する。

ところで容易に想像できるように、対立する両国の主張の背景にはそれぞれに固有の内政上の問題があつた。フランスは大戦の終結以来、ほぼ一貫して、経済成長を優先するインフレ基調のケインズ主義的政策をとつてきた。このため国際収支に構造的な弱点を抱えることになり、国民通貨フランは何度も切り下げられた。フランスはこうした成

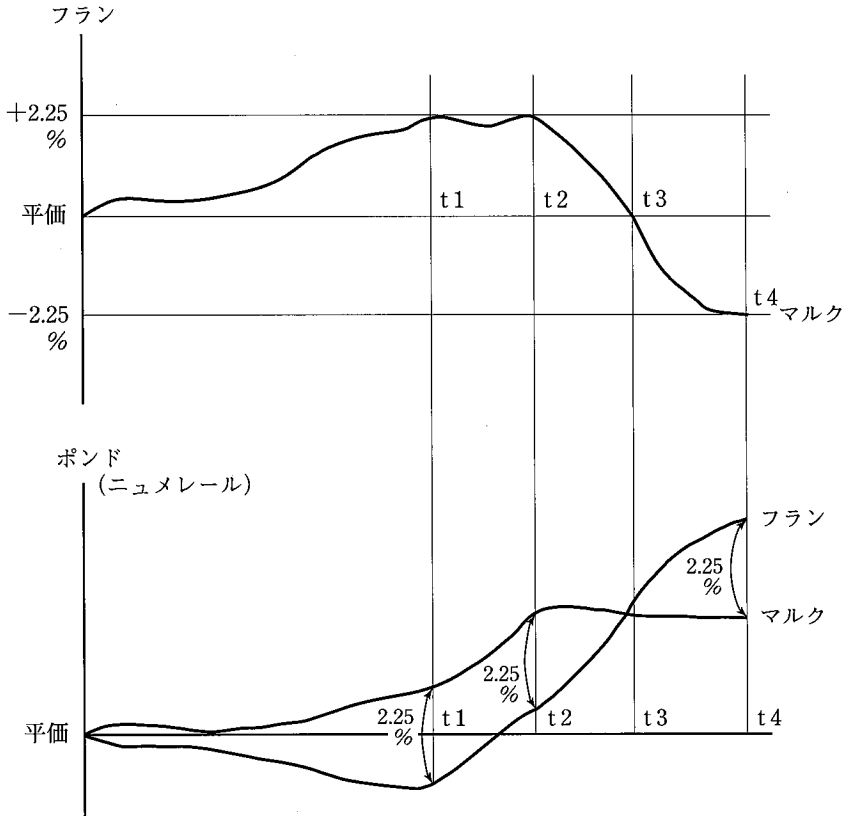
長政策の継続が可能なように、経済政策の自由度が最大限に保障されるようなかたちでの経済通貨同盟の建設を望んだのである。一方のドイツは、フランスとは対照的に、物価と通貨の安定を国是のように重視し、「社会的市場経済」の名のもとに新自由主義的安定政策をとってきた。その結果、国民通貨マルクは強い通貨の代名詞となり、国内には国際通貨危機が起るたびに大量の投機資金が海外から流入し、安定政策は輸入インフレによってしばしば攪乱された。ドイツが共同変動相場制と経済政策の収斂を強く主張したのはこうした事情によるものであった。

最初の欧州通貨協力制度スネイクは、以上のような対立する両国のぎりぎりの妥協の結果として一九七二年四月―五月に発足した。経済通貨同盟の第一段階の核心に位置するのはこの制度であり、そのもっとも大きな特徴はスミソニアン体制下における世界的変動幅（対ドル平価の上下二・二五％）よりも狭く設定された縮小変動幅にある。

しかし当初九カ国と二つの協力国が参加していたスネイクからは、早くも一九七二年六月にイギリスが、また一九七三年二月にはイタリアがそれぞれ離脱した。スネイクはスミソニアン体制の崩壊にともない一九七三年三月に「空中のスネイク」として再発足するが、これにはイギリスとイタリアが参加を見送り、次いで石油危機発生直後の一九七四年一月にはフランスまでもがこの制度から離脱した。スネイクを見舞ったこの異常な事態には、国際経済環境の激変とともに、「パリティー・グリッド」と呼ばれるこの制度に固有の複雑な為替市場介入方式が深くかかわっていた。

パリティー・グリッドとは概略次のようなものである。共同体の域内諸国の通貨の平価＝中心相場はそれぞれ二つの通貨間に設定され、二つの通貨間の乖離限度幅は中心相場の上下二・二五％と決められていた。そして、乖離幅がこの限度にたつた時点で、両国の中央銀行が、一方は上方から、他方は下方からそれぞれ同時に市場に介入し、変動幅を限度内に戻すことが義務づけられていた。図1はフランとマルクを例に、介入の仕組みを概念図に示したもの

図1 「空中のスネイク」の概念図



(出所) AN, 5AG3/921-922. Pascal Salin (Université de Paris IX-Dauphin), « Le « nouveau » système monétaire européen, novembre 1978 » (article manuscrit). ただし、図には筆者の手で若干の修正が加えられている。

である。図の上段はフランを縦軸としてマルクの対フラン相場の変動を、下段はポンドを基準通貨（ニユメール）にとつてフランとマルクの対ポンド相場の変動を示している。二つの通貨はt1、t2、t4の三つの時点で限度にたつており、t1、t2ではドイツ・ブデスバンクとフランス銀行がそれぞれ上方と下方から、またt4では逆にドイツ・ブデスバンクとフランス銀行がそれぞれ下方と上方から、介入して変動幅を限度内に戻したことを示している。

ところで介入は、強い通貨国（A国）が自国通貨を売って弱い通貨国（B国）の通貨を買い支え、弱い通貨国は欧州通貨協力基金（F E C O M）を介して強い通貨国の通貨を超短期で借りて自国通貨を買い支える、という方法で実施される。したがって介入は、A国においては、通貨が増発されるためにインフレ効果を生じる。一方、B国においては、借り入れたA国の通貨を返済する際に外貨を失うことからデフレ効果を生じる。このため、B国がスネイクにとどまろうとすれば、緊縮政策を実施し自国のインフレ率をA国の水準に近づけることが必要になる。フランスのよ^{うな}弱い通貨国は一九七四年以降、ことあるごとにスネイクは弱い通貨国の一方的な負担のうえに成立している「非対称的な」制度であると批判することになるが、こうした批判が生まれる原因は介入の仕組みとその効果にあったのである。⁽⁴⁾

ともあれ制度そのものに内在する困難な問題もあり、スネイクは発足後わずか一年半でドイツとベネルクス三国、デンマーク、それに二つの協力国、ノルウェーおよびスウェーデンの小国群からなる「ミニ・スネイク」へと縮小した。その結果、一九七四年一月に予定されていた経済通貨同盟の第二段階への移行は見送られることになる。なお、小国だけがドイツとともにスネイクにとどまったのは、それらの国の貿易総額の四〇―四五%が対独貿易で占められていたために、マルクとの為替関係の安定を必要としたからである。⁽⁵⁾

ところで、スネイクが相次ぐ危機に見舞われるなかで、経済通貨同盟の建設をめぐつて各国の姿勢に重要な変化が

生じる。その変化は欧州委員会の姿勢に集約的に表現されている。欧州委員会は各国の利害や主張を調整しつつ経済統合を推進することを基本任務としており、同委員会は共同体加盟諸国の最大公約数に近い立場をとる傾向があったからである。欧州委員会は一九七五年に入ると、経済通貨同盟の建設については「漸進的」ないしは「プラグマティック」という表現を用いるようになる。欧州委員会の経済財政担当副委員長オルトリ (François-Xavier Ortoli) は後年(一九八二年)、一九七五年当時の委員会について次のように記している。

当時欧州委員会は、経済通貨同盟の終着点である単一通貨へ迅速に移行することは可能でもなければ、あり得ることでもないと考えていた。……現実主義が必要になっていた。経済通貨同盟の最初のころみが成功しなかっただけに、それに、経済のいつそう緊密な収斂がなく、政策のより現実に即した調整がないままに、そして「各国の」行動に違いを残したままで、再び失敗を犯せば共同体の「過去の」成果に疑いが向けられ共同体の信頼性が失われる恐れがあっただけに、そうであった。当時は、長期の目標にかかわる基本理念との関連よりも、基本的な利害や差し迫った必要との関連で、考えをめぐらせることの方が重要になっていた。⁽⁶⁾内は引用者による挿入

しかし、共同体を現実にも動かしていたのは執行機関である欧州委員会ではなく、欧州大陸の二つの大国、フランスとドイツであった。というのは、両国は共同体の運営において事実上の拒否権を行使できる立場にあったからである。⁽⁷⁾では、両国の「現実主義」への転換はどのようなかたちで進んでいたのであろうか。

第二章 固定相場制崩壊／石油危機とフランスの転進

一 「対外的拘束」と欧州共同体の危機

フランスは一九七四年の初頭から、それまで世界固定相場制の維持を最優先の目標に掲げ、欧州よりも世界に向けていた対外通貨政策の軸足をだいに欧州に移す。それは二つの事情によるものであった。

第一は、石油危機によるエネルギー・原材料価格の高騰によってフランス経済の外国市場への依存度が急増し、国内経済にいわゆる「対外的拘束」(contrainte extérieure) が強く働くようになったことである。

表1に明らかかなように、一九七〇年代初頭におけるフランスの貿易総額の対GDP比率は三〇%をわずかに超える水準だったが、石油危機を契機に四〇%を超える水準へと急上昇する。石油と原材料はフランスにとって非代替的輸入品目であり、それらの価格が高騰しても輸入量が減少することはなかった。このため石油危機は国内物価を大きく引き上げる方向に作用した。これにたいしてフランスからの輸出品は大半が代替可能品目で占められていたから、国内物価が上昇した分だけ輸出は困難になった。それゆえ一九七四年一月のスネイク離脱後に生じたフラン相場の下落によっても、フランスの貿易収支は以前のように改善しなかった。かくて、弱いフランの基礎の上に高成長を実現し、その結果生じる国際収支の不均衡は最終的にフランの切下げによって解決するというフランスの伝統的な経済政策は、一九七四年を境に通用しなくなった。計画庁の覚書の表現を借りれば、フランスは経済政策の「自由度」と経済の「自律性」⁽⁸⁾を失うことになったのである。

こうした新たな状況のなかで、共同市場には新しい特別な意義が付与されるようになる。共同市場は「対外的拘束」

表1 貿易総額の対GDP比率(1970-80年)——欧州経済共同体の加盟諸国および協力諸国と日本およびアメリカ合衆国 %

	1970	1971	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980
ベルギー	98.9	96.5	96.1	106.1	118.7	103.2	109.1	107.9	104.1	114.5	116.2
デンマーク	59.7	58.3	55.8	60.2	67.3	62.0	63.3	62.4	58.9	63.0	68.0
フランス	31.1	31.7	32.1	34.2	42.4	36.6	39.5	40.4	39.8	41.3	44.0
西ドイツ	34.3	33.4	33.2	34.3	40.0	38.8	41.5	41.2	40.2	42.4	45.3
アイルランド	76.9	74.6	69.9	77.5	93.6	85.8	94.2	101.2	103.0	108.8	105.7
イタリア	31.3	31.6	33.1	35.4	42.5	38.9	42.9	43.5	42.9	45.5	44.7
ルクセンブルグ	162.5	169.9	157.3	163.8	182.0	177.9	167.9	167.0	163.5	175.1	174.8
オランダ	90.7	89.5	86.7	89.8	102.8	94.4	96.7	93.1	90.0	99.1	104.7
ノルウェー	74.0	72.6	69.7	75.8	83.2	78.7	81.1	78.5	72.3	77.0	80.3
スウェーデン	48.0	46.8	46.2	51.3	64.3	55.7	56.1	55.6	54.6	60.9	60.6
イギリス	43.6	43.3	42.2	48.3	59.3	52.2	56.9	58.5	55.0	55.0	51.8
日本	20.3	20.7	18.9	20.1	28.0	25.6	26.3	24.6	20.5	24.1	28.3
アメリカ合衆国	11.2	11.2	11.8	13.6	17.1	16.1	16.6	16.9	17.5	18.9	20.7

(出所)OECD Statistics.

を緩め、国民国家のレヴェルで失われた「自由度」と「自律性」を(共同体のレヴェルで)回復してくれる、いわば「救命ブイ」と見なされるようになったのである。⁽⁹⁾ 実際、一九七〇年代におけるフランスの貿易の地域別構成比は共同体の域内(新加盟国を含む九カ国)と域外でほぼ半々であったから、経済通貨同盟が完成すればこの国の対外依存度は二〇%程度に減少し、日本はもとより、例外的に低いアメリカ合衆国の水準にまで近づくことになる(表1参照)。もとよりこのような論理が成り立つにはフランスが自らの政策意思を共同体の政策に反映できることが前提になければならないから、フランスはそうしたことが可能であると認識していたことになる。

ところが共同体の重要性が増しつつあったこの時期に、共同体自体は求心力を失い分解に向かいつつあるかに見える。これが、フランスが対外通貨政策の軸足を欧州に移すにいたった第二の事情である。

共同市場は一九六〇年代末までに関税同盟のかたちをとってほぼ完成していた。この共同市場の機能が、各国が変

動相場という「制度にあらざる国際通貨制度」に⁽¹⁰⁾適応し始めたことによつて大きく損なわれた。なかでも損傷が大きかったのは農業共同市場である。というのも農業共同市場には統一価格制度が導入されており、この市場はほぼ完成の域にたつしていたからである。

農業共同市場には、フランスが一九六九年八月にフランを切り下げた際に「通貨調整金制度」(Montants compensatoires monétaires)が導入された。このとき、フランスは欧州閣僚理事会の了解を得て、一九七一―七二農業年度の開始時までに自国の農産物価格を統一価格に適應させることとし、それまでの間は、課税と補助金によつて自国の農産物価格と共同体の域内・域外貿易に適用される統一価格との差額を埋めることにした。すなわち、一方でフランスからの輸出農産物に課税することによつてその価格を引き上げ、他方で輸入業者に補助金を交付することによつて輸入農産物の価格を引き下げることにした。これが通貨調整金制度のはじまりである。一九六九年一〇月にマルクが切り上げられた際には、ドイツはフランスとは反対に農産物の輸出業者に補助金を交付し、輸入農産物に課税を行った。次いで、一九七一年八月に金/ドルの交換性が停止されて以降は、通貨調整金制度は共同体の全域に拡大適用されるようになる。⁽¹¹⁾

通貨調整金制度は通貨変動を中立化し、共通農業政策を保全してくれるはずであったが、実際にそうはならなかった。制度の欠陥には調整金の算定・調整・課税の仕組みにかかわるものなどさまざまあったが、なかでももつとも深刻だったのは、それが域内諸国の農業生産者間の競争条件にいちじるしい歪みをもたらしたことである。それは次のような事情による。フランスのような弱い通貨国では、調整金(課税)額と農業生産費は国内物価の上昇につれて上昇するものの、農業生産物の価格を通貨の下落にあわせて引き上げることは許されていない。一方、ドイツのように強い通貨国では同じ仕組みが反対方向に働くために、弱い通貨国の生産者たちの利幅は強い通貨国の生産者たちに比

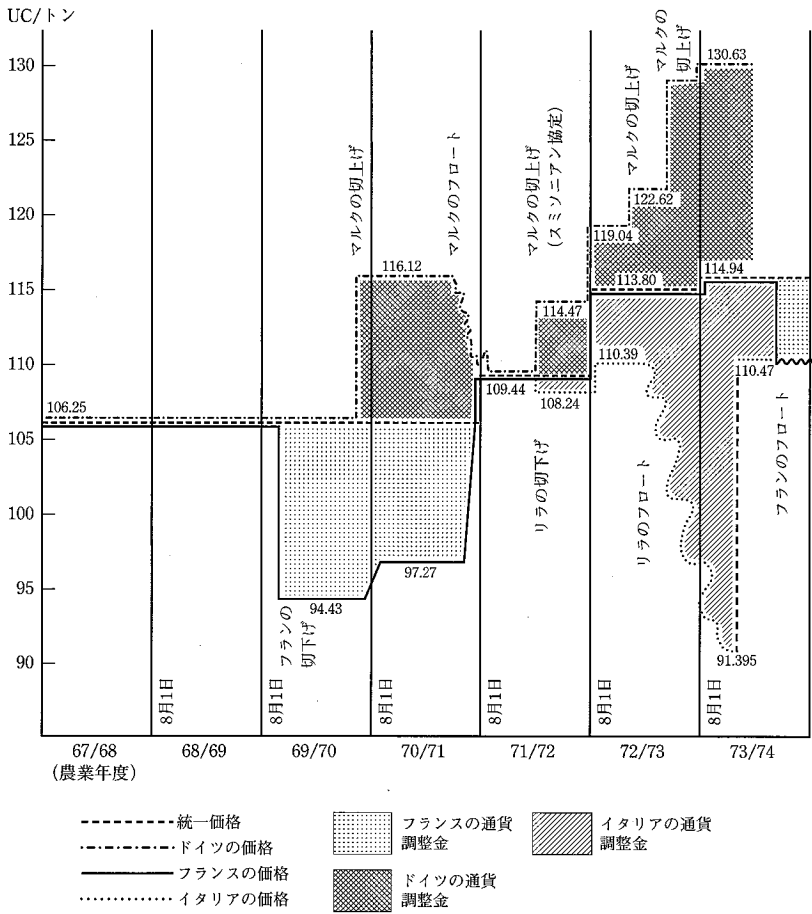
べて縮小することになる。かくて、第七次プランの改訂に際して農業・食料委員会が問題にしたように、「仮に現状がつづけばフランス農業が長期的にきわめて不利な立場におかれるのは確実である」⁽¹²⁾ということになる。

図2は通貨、通貨調整金、硬質小麦（パン小麦）の指標価格のそれぞれ変動を示している。通貨の変動によって生じたフランス、ドイツ、イタリアにおける通貨調整金の変動と拡大、それに変動相場が一般化したあとにおける通貨調整金の変動と拡大の常態化からは、農業共同市場がうけた損傷の深さがうかがえる。フランスは農業共同市場の最大の受益国であるものの通貨調整金制度からは不利益をうける立場にあつたから、共同市場の危機的状況はこの国にとって放置できない問題であつた。

一方、共同体内の他の二つの大国、イギリスとイタリアはスネイクから離れたままで、復帰のめどはまったく立つておらず、フランス自身も「一時的」という条件付であつたとはいえスネイクを離脱していた。さらに、共同体に参加したばかりのイギリスは共同市場の機能に関係する諸制度、なかでも財政負担制度の見直し——いわゆる「再交渉」(renegotiation)——を求めており、この問題がイギリスの要求に沿つて処理された場合には共同体の組織や運営に弛緩が生じ、共同体の求心力が低下する恐れがあつた。⁽¹³⁾

共同体の危機は欧州諸国の結束を弱める方向に作用する。超大国アメリカ合衆国のニクソン政権は、一九七〇年代の初頭からドルの安定にたいする責任を放棄し、いわゆる「ビナイン・ネグレクト」を決め込んでいた。実際、財務長官ジョン・コナリーは「それはわが国の通貨であるけれどもそれはあなた方の問題である」と言つてはばからなかつた。欧州諸国の結束はアメリカに圧力をかけるための、有力で、かつ事実上唯一の武器だつただけに、⁽¹⁴⁾一九七三年以降の事態はフランスにとつて政治的観点からも座視できるものではなかつた。⁽¹⁵⁾

図2 通貨変動、通貨調整金、硬質小麦の指標価格（1967-74年）



(出所) ABF, 1489200205/218. Ministère de l'Agriculture. Commission des Communautés européennes. Les dossiers de la politique agricole commune. Les montants compensatoires monétaires, n°25-26, avril-mai 1974.

二 フランスのスネイク改革案——フルカード案

一九七四年九月一六日と一九七五年五月二〇日の二度、フランスの財務大臣ジャン・ピエール・フルカードが欧州閣僚理事会にスネイク改革案を提出した。それは前節で確認したような変動相場的一般化と石油危機を踏まえた、フランスの対欧・対世界通貨戦略の改訂版とも言えるものであった。またそれは、同じく前項で確認したような危機から共同体を脱出させることをも目的としていた。⁽¹⁶⁾ ちなみにEMSの構想はこのフルカード案から着想を得たものであった。

フルカード案の狙いと改革提案は大きく三つの部分からなっていた。

第一に、スネイクを柔軟な制度に変え、すべての共同体加盟諸国を欧州通貨協力機構に再統合する。そのために二つの措置を講じる。一つは当面の措置で、スネイクに復帰する意思を示した国ごとに、スネイクの最大変動幅である二・二五%を超える「超過変動幅圏」(zones de déassement)を設定する。当該国はこの超過変動幅圏内にとどまる責任を負うが、この責任を果たすにあたって欧州通貨協力基金から金融支援をうけることができる。要するに、フルカードの言葉を借りれば、スネイクの外にとどまる共同体加盟諸国(以下、これらの諸国を「スネイク外諸国」と表記する)をスネイクに復帰させるための「受入れ機構」(structure d'accueil)を設けるというのである。

いま一つは将来の措置で、すべての共同体加盟諸国の通貨の加重平均によつて合成される通貨バスケット「欧州通貨計算単位」(UCE)を創設し、パリティー・グリッド方式を廃止する。新しい制度のもとでは各国の通貨の平価中心相場はUCEで定義され、中央銀行は中心相場の上下二・二五%ないしは三%に設定された乖離限度を維持するために市場介入を行う。したがつてまた、この制度のもとでは、二つの通貨国の中央銀行が乖離限度の上限と下限の双方向から同時に介入するパリティー・グリッド方式とは違い、中央銀行は一般に個別に介入することになる。

フルカードによれば、新しい方式を採用した場合にはすべての中央銀行の平均的行動が各中央銀行の行動基準になることから弱い通貨国の負担は軽減され、すべての共同体加盟諸国の参加が可能になるはずである。⁽¹⁷⁾

第二はもっぱら制度の柔軟化を目的とするもので、二つの提案からなっている。一つは、乖離幅の限度に到達する以前にも介入を実施することによって通貨投機を予防し、弱い通貨国の介入の負担を軽減する。いま一つはスネイクからの「一時的離脱」(congé provisoire)を認めることによって、同じく弱い通貨国の負担軽減を図る、というものである。

第三に、欧州諸国が協調して「対ドル共通政策」(politique commune vis à vis du dollar)を実施する。スネイクが制度として安定しない原因は共同体の域内の諸通貨間にあるだけでなく、域内の諸通貨と域外の諸通貨、なかでもエネルギーと原材料の決済通貨であるドルとの関係にもあるからである。実際、フランスはスネイクから一九七四年一月と一九七六年三月の二度離脱したが、いずれの場合にもドル高が深くかかわっていた。フランスとドイツの間の経済政策および経済構造の違いから、ドル相場の上昇にともなう両国経済の調整にずれが生じ、それがマルク／フラン関係に緊張をもたらし、フランスからドイツへ大量の投機資金が流出したのである。⁽¹⁸⁾フルカード案は、共同体の域内に域外から緊張が持ち込まれるのを防ぐために「対ドル共同体水準」(niveau communautaire du dollar)を設定し、この水準を維持するために域内諸国の中央銀行に介入を義務づけるというものであった。したがってそれは、ドルの周りにスミソニアン体制下と同様の「トンネル」を構築しようとするものであるが、この場合のトンネルはドルに傾向的变化が生じることに変更される「変更可能なトンネル」である点に特徴がある。この提案項目は域内における為替関係の安定確保を直接の目的としていたが、それには、アメリカに圧力をかけてこの国をドルの安定化に向かわせるといふ政治的な狙いも同時に込められていた。⁽¹⁹⁾

以上から明らかのように、フランスは対欧、対世界のいずれの通貨政策についても、原則的立場を維持しつつ、新しい現実にあわせて修正を施していたのである。ただし、フルカード案は一九七四年から七六年にかけて通貨委員会と中央銀行総裁委員会で検討が加えられたものの、その基本的提案項目はいずれもドイツをはじめとする（ミニ）スネイク諸国により「非現実的」であるとして拒否された。後日、EMSが創設された際に、新たな制度の「支柱」に位置づけられることになる通貨バスケットU C M Cは検討の俎上にすら載らなかった。⁽²⁰⁾

三 二つの懸案——国家主権と経済政策の協調

フランスが経済通貨同盟の建設に本格的に関与するには、スネイクの改革以外に二つの問題をあらかじめ解決しておく必要があった。いずれもドイツとの対立の根本に位置する問題であった。

国家主権をめぐる問題

一つは、経済通貨同盟の建設にともなって不可避的に進むと考えられる国家主権の制限という問題である。これは一九六〇年代のシャルル・ドゴール大統領の時代以来フランスがもつとも神経をとがらせてきた問題である。この問題領域では、一九七四年から七五年にかけて、原則を維持しつつ柔軟に対応するという新たな方向性が打ち出されることになる。三つの事例がそれを物語っている。

一九七四年一月二九日、欧州委員会がF E C O M（欧州通貨協力基金）の改革案を示した。F E C O Mは各国の中央銀行総裁からなる理事会によって運営されていた。欧州委員会の提案は、F E C O Mの自律性を高めるために、理事会が新たに常任理事会を選出してこの理事会にF E C O Mの運営を委ねるというものであった。ドイツをはじめ

とするスネイク諸国はこの提案に賛成したが、フランスはこれを拒否した。「国家の独立」⁽²¹⁾を侵すというのが理由であった。しかしフランスは、原案を拒否する一方で、F E C O M 理事会に政府代表（財務省国庫局長）を加えるという代替案を提示した。⁽²²⁾ 共同体の運営にはあくまでも主権国家が責任を負い、超国家機関の介入は排するという原則的立場を維持しつつも、現実的な道をさぐるうとしたのである。

次いで一九七五年五月には、大統領ジスカールデスタンの求めに応じて、財務省国庫局長のラロジエール (Jacques de Larosière) が経済通貨同盟の建設へのフランスの関与のあり方を検討している。検討結果は覚書にまとめられて大統領府に届けられたが、そのなかでラロジエールがとくに強調していたのは次の二点である。一つは、ドイツやベネルクス、それに欧州委員会が当然であるかのように主張してきたことは違い、経済通貨同盟の建設には国家主権を特段制限することなしに進める方法もあるという点であり、いま一つは、通貨同盟の完成には長期を要するし、また完成後の同盟も現実には国民国家の存在を否定するものにはなり得ないという点である。かくて、経済通貨同盟の建設には「プラグマティックで漸進的なアプローチ」⁽²³⁾がある、フランスがこのアプローチをとれば他の域内諸国とも協調できるであろう、というのがラロジエールの結論であった。⁽²⁴⁾

さらに一九七六年三月になると、大統領の外交顧問ロバン (Gabriel Robin) がジスカールデスタンのために覚書⁽²⁵⁾を作成し、欧州統合と国家主権のかかわりに関するフランスの基本姿勢を整理している。次節で詳述するように、同年一月にベルギーの首相レオ・テンデマンスが欧州理事会に「欧州連合についての報告」と題する報告書を提出する。ロバンによれば、この報告書を買っているのは「いっさいの政府間協力を信用せず、欧州建設はすべて共同体の制度的枠組みのなかでなされるべきであるとする」小国の「哲学」⁽²⁶⁾である。それゆえこの機会にフランスの「哲学」を固めておく必要がある、これがロバンによる覚書作成の動機であった。ロバンは欧州建設の制度面に関するフランス

の「哲学」の要点を次のように整理している。

第一〔の要点〕は、われわれは、欧州の建設を、共同体加盟諸国の主権移譲につうじるものとしてではなく、共同体加盟諸国による主権の共同行使と考えている、というものにならう。したがって、この共同行使の優れた手段である欧州理事会は欧州連合の最高機関であり、動力中枢でなければならぬ。したがってまた、欧州委員会は現在のように欧州議会ではなく欧州理事会の下部機関とすべきであらう。欧州議会について言えば、たしかにそれは固有の権限をもつべきである。しかしそれが欧州理事会を転覆することがあつてはならないので、アメリカ型の分権体制に向かうべきであり、古典的な議会制度に向かうべきではないであらう。欧州の建設においては、全体の整合性は欧州理事会によつて保障されるので、この建設のすべてが共同体の枠組みのなかに吸収されることとは、ない。反対に、管轄すべき領域に応じて制度の種類や手続きを分けることには非常な利点がある。かくて欧州連合は、経済共同体、政治協力、〔そして〕いつの日か欧州防衛組織、等々、が加わることによつて、誕生することにならう。⁽²⁷⁾ (傍点は引用者)

ただしロバンは、これでは露骨すぎるといふことであればいま一つのアプローチがあると補足している。それは、こうした考え方に拠りつつ、公の場では「プラグマティズム」を称揚し現実主義的な主張を行うといふものである。ロバンの覚書が作成されて間もない三月一八日、ジスカールデスタンは閣議を招集し、テンデマンズ報告への対応を協議している。閣議では「哲学」の領域に踏み込むような議論は行われず、当面、連邦主義的性格が色濃く出ているテンデマンズの具体的な提案項目についてのみ否定的な対応をするといふ趣旨の決議がされた。⁽²⁸⁾ 大統領はロバンの用

意した第二のアプローチを選んだのである。

ロバンのいう「共同体加盟諸国による主権の共同行使」という欧州建設に関するフランスの「哲学」は、国家主権の維持というフランスの伝統的主張に貫かれているとはいえず、一九六〇年代のドゴール大統領時代の「国家連合」からは大きく進化していることがうかがえる。

経済政策の協調をめぐる問題

解決すべき第二の問題は経済政策の協調（ないしは収斂）である。フランスは一九七四年一月にスネイクからの離脱を余儀なくされた。その結果、変動相場が一般化しエネルギー・原料価格が高騰したあとでは、域内信用制度の拡大だけでは為替関係の安定を保障できないことを身をもって知ることになる。スネイク離脱直後の講演で、当時の財務大臣ジスカールデスタンは「経済政策の収斂の不十分さ」⁽²⁹⁾がスネイク離脱の根本原因であることをはっきりと認めている。しかし、フランスが経済政策の協調に向けて積極的に動くようになるにはなお時間が必要であった。少なくとも一九七六年二月一〇日までは、フランスは従来の慎重な立場を崩していなかった。同日付で作成された財務大臣宛の覚書で、国庫局長ラロジエールが前出のテンデマンズ報告を分析している。彼はそのなかで、通貨政策におけるマネー・サプライの管理、予算政策における財政赤字の規模や金融方式など、テンデマンズが域内諸国の経済政策に拘束力をもつ指標を導入しようとしている点を強く批判している。

それはテンデマンズ氏の提案のもつとも問題のある部分である……。経済政策の調整や協調は有用であり、また必要でもあるし、すでに実際に行われている。しかし、スネイクへの参加が国内政策の領域で「各種の拘束」

を生むように仕組むとなると、話は違ってくる。

たとえば、「テンデマンズ氏は」変動幅の縮小機構〔スネイク〕に参加している各国がマネー・サプライの成長を一定率に制限することを想定しているのであろうか。

そのような提案を議論するのは困難であるし、また大きな理論上の対立を引き起こし、経済通貨同盟の建設をためてしまう恐れがある。多分そうなるのは避けられないであろう。なぜなら、この提案は「ドイツ」連邦共和国によつて執拗に、また常に提出されている要求に対応しているからである。わが国の主張は反対であり、どんな場合でも、加盟国が所定の為替相場を維持するという目標を決めたあとは、この結果「為替相場の維持」を実現するために最善の経済政策を選択するのはその国〔自身〕である、というものであった。³⁰（傍点は引用者）

ところで領域を対外通貨政策に限定するならば、すでに一九七五年の夏に大きな変化のきざしが現れていた。同年七月一日付で作成された国庫局内の覚書に³¹そのことがうかがえる。この覚書の著者は、世界固定相場制の維持・再建に固執するフランスが欧州においても世界において孤立状態に陥つて³¹いることを率直に認める。そのうえで彼は、フランスが孤立から脱出する方法として、他の欧州諸国がフルカード案を受け入れることを条件に、フランスが変動相場制容認に応じるといふ選択肢のあることを示唆している。

しかし政治と経済の現実には、もはや欧州諸国との合意形成のために時間をかけることを許さなかつた。一九七五年の秋には、これらの諸国が「アメリカ合衆国とフランスの双方が同意するならばどんな制度でも受け入れる³²」として、フランス政府に早期の決断を迫るにいたつた。この結果、フランス政府はこの年の初めからつづけていたアメリカ政府との秘密交渉を加速させ、一月一七日に、為替制度を自由選択制に変えることを内容とする仏米通貨協定を結ん

だ。これはフランスが変動相場を事実上受け入れたことを意味する。⁽³⁸⁾

一九七六年の春にはフランス経済がインフレの危機に見舞われ、五月二〇日にフランスはスネイクからの二度目の離脱を余儀なくされる。そして、その年の夏に新自由主義者で欧州委員会の前副委員長レイモン・パールが首相に任命され、秋から「パール・プラン」(Plan Barre)の名で知られる新自由主義的政策が実施される。これによってフランスはケインズ主義と完全に訣別する。後述するように、経済通貨同盟の建設をめぐつて仏独を急接近させる最大の要因になるのはこのフランスによる経済政策の転換である。

第三章 ドイツの転進と限界

一 テンデマンズ・キャンペーンとヘルムート・シュミット

ドイツの現実主義への転換は首相ヘルムート・シュミット自身の言動に鮮明に表現されている。その機会となったのは、すでに前節に登場しているレオ・テンデマンズが展開した将来の「欧州連合」(Union européenne)——すなわち各種領域における欧州諸国の協力関係の総体——に関するキャンペーンである。

一九七四年一月九—一〇日に欧州首脳会議がパリで開催された。欧州の首脳たちはこの会議で、欧州連合の将来に関する「共同体内の諸機関の報告書類と、政府および世論を代表する各界からの意見聴取にもとづいた総括報告」の作成をテンデマンズに委ねることを決めた。この決議を画策したのはジスカールデスタンとイギリスの首相ハロルド・ウィルソンであり、その発端はジスカールデスタンがパリ首脳会議に先立ってテンデマンズ、ウィルソンとそれぞれ行った会談にある。前出の大統領外交顧問ロバンによれば、この首脳会議では「欧州評議会」(Conseil européen)

の創設が決まったが、こうした政治的機関を設けることには「連邦主義」^{フエデラリスム}の立場に立つベネルクス諸国が「いちじるしく懷疑的な」³⁴反応を示していた。このためジスカールデスタン、ベネルクスの「ためらいを封じる」³⁵べく、テンデマンスに欧州連合の将来に関する報告書を作成する機会をあたえようとしたのである。一方のウィルソンは、共同体内で前述したような「再交渉」を計画しており、彼も「ベネルクスの歡心を買う」³⁶必要からこの企てに与することになった。

一九七五年に入ると、テンデマンスは報告書作成に向けて各界の指導者への意見聴取活動を展開する。その一環として、彼は一〇月一八日、創設者ジャン・モネの引退によって前年に解散した「欧州合衆国に向けた行動委員会」(Comité d'Action pour les Etats-Unis d'Europe)の旧会員たちによる集会をブリュッセルで組織した。この行動委員会は一九四七年に創設された民間の組織で、テンデマンスはこの会の有力な会員の一人であった。ブリュッセルで開かれた集会にはシュミット、イギリスの元首相エドワード・ヒース、オランダの首相デ・ウィル、イタリアの教育大臣で元欧州委員会委員長エンリコ・マリア・マルファッティなど旧行動委員会の有力な会員たちが出席した。

ブリュッセル集会では、テンデマンスをはじめとする旧委員会の会員たちがこの委員会の伝統的主張である連邦主義にもとづく共同体の制度整備——すなわち、普通選挙による欧州議會議員の選出、欧州議会の権限強化、欧州閣僚理事会への多数決原理の導入、欧州委員会の権限強化と自律性拡大など——を訴えた。ところがシュミットだけは、「制度」を変えられない³⁷で経済通貨同盟を創ることはできない、「問題は制度ではない」として、制度改革に慎重な姿勢を示した。また、欧州統合を進めるうえで各国の政治が果たす役割を重視し、新設された欧州理事会についても「欧州事業の方向づけと運営の本質的要素」³⁸になるとして最大級の評価を行っている。加盟諸国の高いレヴェルの政治が共同体の運営に責任を負えるようになるというのがその理由であった。

シュミットはブリュッセル集会直後の一〇月二三日にドイツ人記者たちとオフレコの会見を行っているが、そこでも欧州建設を進めるうえでの「プラグマティズム」⁽³⁹⁾の重要性を力説していた。彼は、「野心的過ぎる計画」や「欧州にかこつたいかさま」⁽⁴⁰⁾に加担すべきではないとして、一九七二年一〇月の欧州首脳会議（パリ会議）の決議さえも暗に批判している。彼によれば、経済通貨同盟の建設が進まないのは各国の経済・財政政策の間に調和が欠けていることに原因がある。共同体の中核をなす一方のドイツ、フランス、ベネルクスと、他方のイタリア、イギリスとの間に溝が生れている原因はそこにある。つまり「経済政策の調和は閣僚理事会の決定や欧州委員会の行動によってではなく、各国の政策と各国政府の権威によって保障されるものなのである」⁽⁴¹⁾。

ところで、テンデマンズは一九七五年一月二十九日に報告書「欧州連合についての報告」⁽⁴²⁾ (Report on European Union) を欧州評議会に提出した。たしかに報告書には、かつてドイツの首相ウイリー・ブランツが提唱した「ツ・スピード方式」、すなわち先行して統合を進める諸国と遅れて統合を進める諸国の二種類の国家グループの並存を認めるなど、現実主義への傾斜が見られる。しかし報告書が全体として連邦主義の理念にもとづいていることに変わりはなかった。実際、報告書の力点は明らかに共同体の諸機関の権限および機能の強化と自律性の拡大に向けられており、欧州評議会に関する記述には、先のロバンの言葉を借りれば「その制度を公式のものにするという口実のもとに、厳格すぎる枠組みのなかに押し込める」⁽⁴³⁾という意図が透けて見える。

テンデマンズ報告の検討作業は、フランスとイギリスがベネルクスの主張に世論の関心が集まるのを嫌ったことから、外務大臣からなる非公開の閣僚理事会で行われた。ドイツ政府は報告書の総論部分を欧州理事会で採択することに積極的な姿勢を示すなど、ベネルクスを別にすれば、報告書にもっとも好意的であった。しかしツ・スピード方式や普通選挙による欧州議会議員の選出など具体的な提案項目については、いずれも否定的ないしは慎重な態度をと

つた。この結果、一九七五年一月にまとめられた閣僚理事会の報告書は、「多様な発言や、意見の対立を隠すためのあたりさわりのない文章の寄せ集め」⁽⁴⁵⁾となった。したがってまた、報告書は公表されることもなければ、欧州理事会がとくに評価を加えることもなかった。

テンデマンズ報告にたいする評価とその取扱いをめぐる経過からは、経済通貨同盟の建設をめぐる制度問題でベネルクスと共同歩調をとる場面の多かったブランド／シラー時代とは違い、ドイツがこの問題でベネルクスとの間に距離をおくようになっていたことがうかがえる。

二 オランダの欧州為替制度改革案（ドイゼンベルグ案）と孤立するドイツ

前節から明らかなように、ドイツ政府が制度構築を最優先するブランド／シラー時代の急進的な姿勢を転換し、現実主義に傾いたことはたしかである。しかしそれにはなお大きな限界があった。ドイツがオランダの欧州為替制度改革案にたいしてとった姿勢にそのことがうかがえる。

一九七六年六月四日にオランダの財務省国庫局長オオルト（C.G. Oort）が通貨委員会に書簡を送り、欧州為替制度の改革を提案した。次いで七月六日に財務大臣ドイゼンベルグが閣僚理事会に同内容の書簡を送った。このような経緯からオランダの改革案は一般に「ドイゼンベルグ案」もしくは「ドイゼンベルグ／オオルト案」と呼ばれる。本稿ではこの改革案を「ドイゼンベルグ案」と呼ぶことにする。

ドイゼンベルグとオオルトはなぜ欧州為替制度の改革を提案するにいたったのか。二人のうちでもとくにオオルトは、書簡においても通貨委員会で行った口頭報告においても、スネイクを離脱した諸国の通貨の下げ幅があまりにも大きく、現状を放置すれば他の諸国の「報復」や「競争的切下げ」⁽⁴⁶⁾を招く恐れがあるとして、域内の為替関係の現状

に強い懸念をくり返し表明している。イタリア、イギリス、フランスの三つの大国が自国通貨を自由に変動させているのにたいして、小国オランダはスネイクの厳格な枠組みのなかで強大な経済大国ドイツと「差向かい」⁽⁴⁷⁾の状態であり、厳しい経済政策の運営を強いられている——こうした小国の窮状が、動機として強く働いていたのである。

ドイゼンベルグ案の主要な特徴は次の三点にある。(1)自国通貨をフロートさせている諸国はスネイク諸国と協議のうえ新たに為替平価中心相場を設定し、この中心相場の周りに設定される乖離幅すなわち「目標相場圏」(target zones)の内部にとどまる。目標相場圏を変更する際、あるいはそこから離脱する際にも同じ手続きを踏む。(2)目標相場圏を設定している国の中央銀行に介入義務を課すことはしない。それゆえこの制度のもとで当該国が外貨準備を失うことはない。(3)中心相場の定義は当該国の地域別貿易額の加重平均によって算定される実効為替相場で行う。

以上の特徴からうかがえるように、ドイゼンベルグ案それ自体は現実をとくに変えるものではなかった。それは、既存のスネイクには手をつけず、スネイクの外で自由放任状態におかれている他の域内諸国通貨に「一定の規律」⁽⁴⁸⁾を守らせようとするものであった。しかも、この規律は他の域内諸国との間で行われる経済政策、なかでも通貨政策をめぐる協議によって担保されることになっていた。一九七六年に入ってから、共同体の内部では経済政策の協調、しかも一定の拘束力をもたうかたちでの協調を実現すべきであるとする流れが浮上りつつあった。一月に欧州理事会に提出されたテンデマンズ報告がそうであったし、欧州委員会が四月一日二日の欧州理事会で行った報告「経済通貨行動」⁽⁴⁹⁾(Action économique et monétaire)も同様の方向をめざしていた。ドイゼンベルグ案もこの流れを汲むものであったが、前二者に比べて提案内容が穏やかだった点にその特徴がある。

ところで、スネイク外諸国の中央銀行に介入を義務づけていないとはいえず、ドイゼンベルグ案は強い通貨国の立場に立つものであった。実際、この案では、目標相場圏を設定した国は自国通貨の相場をこの目標相場圏の水準以下に

引き下げる恐れのある政策を実施してはならないことになっており、政策協議もそれを前提として実施されることになっていた。オルト自身も、政策協議の趣旨は「反インフレ政策にたいする外部からの支援」⁽⁵⁰⁾にあると明言している。つまりドイゼンベルグ案は、「強い通貨国」対「弱い通貨国」、あるいはフランス銀行外事局の表現を借りれば「A級市民」対「B級市民」⁽⁵¹⁾という共同体の二極構造の解消をめざすものではなかったのである。

ドイゼンベルグ案にたいする各国の反応は芳しくなかった。国庫局長ラロジエールの名で作成された会議記録によれば⁽⁵²⁾、ドイツは否定的であり、イギリスは国内政策で自由裁量を維持したいがために冷やかであった。その他の諸国はオランダの提案を時期尚早と見ていた。フランスはといえば、スネイクから二度目の離脱に追い込まれたばかりで、外貨準備に余裕がなかった。それゆえ、ドイゼンベルグ案にはフルカード案と共通する部分があるものの、それに乗れる状況ではなかった。

しかしドイゼンベルグ案はオランダ政府による公式の提案であったことから、欧州閣僚理事会は一九七六年一月八日の会合で、通貨委員会と総裁委員会にこの案の検討を付託した。こうして二つの専門委員会と、そのもとに設置された代理人会議および小委員会にて技術面から検討が加えられることになる。

代理人会議および小委員会における作業過程では主として二つの技術的欠陥が問題になった。一つは、目標相場圏を設定しても、中央銀行に介入を義務づけなければ投機を誘発することになり、制度は安定しないというものである。いま一つは、スネイク外諸国にたいしてだけ目標通貨圏の設定を義務づけるのでは、全体のバランスを欠くことになるといふものである。オランダの代表たちはこれらの欠陥を直すために積極的に追加提案をこころみている。なかでも注目すべきは次の三つの提案である。(1)介入が行われる場合には欧州諸国の通貨で行い、F E C O Mを介した信用便宜も考慮する。(2)実効為替相場の計算にはドルによる貿易決済が含まれるので対ドル共通政策も実施する。(3)スネ

イク諸国にも目標相場圏の設定を義務づける。

このようなオランダからの追加提案にもとづいて、通貨委員会と中央銀行総裁委員会には改訂ドイゼンベルグ案を軸に多数派が形成されることになった。しかしドイツだけは一貫して反対の立場を変えなかった。現状のままでは何らの問題もない、域内信用は必要とする諸国に供与されている、新しい制度を導入すればスネイクの機能が弱まる、というのがさまざまな会合の場でドイツがあげた反対理由であった。

欧州閣僚理事会にたいする報告書案は、代理人会議から一九七七年二月二二日の通貨委員会に提出された。この文書には多数派の見解が次の四項目にまとめられていた。(1)目標相場圏の設定はスネイク諸国通貨を含むすべての域内通貨について行うこととし、定義は実効為替相場で行う。(2)為替相場が目標相場圏の上方と下方の限度にたつた時点で為替政策と経済政策に関する協議を実施する。(3)制度は段階を追って制約の多いものに変え、最終的には中央銀行による介入を義務づける。(4)為替市場を相対的に安定させ、域内諸国間の経済・通貨をめぐる諸条件の差違を縮小することに、早急に着手する。⁽⁵³⁾

このような報告書案の説明を代理人会議の主査が行ったあとに意外なドラマが控えていた。突然、オオルトがオランダは多数派に加わらない旨を宣言し、自国の提案そのものを事実上撤回した。オオルトによれば、多数派の見解はオランダの当初案と違うというのである。オオルトのあとに、ドイツ・ブンデスバンク副総裁のエミンガー (Omar Emminger) がドイツの主張を展開し、目標相場圏について閣僚理事会に提案することは困難であると断じた。こうしてドイゼンベルグ案をめぐる協議は頓挫することになった。この日の通貨委員会の模様を、フランスの国庫局国際課長アブレル (Jean-Yves Haberer) が「*レキュー*」記録している——「この論議から次のことが判明した。ドイツの『拒否権』の強固さ。自国の代理人たちの主張の撤回と自らの提案の事実上の撤回という代償を払ってでも、ドイツ人たちが

を孤立させたくないというオランダ人たちの願望。……」。(54)

ドイゼンベルグ案は他ならぬ盟友オランダからの提案であつたにもかかわらず、なぜドイツはこの提案を葬り去つたのか。ドイツの代表たちが行つた主張は従来の主張の単純なくり返しにすぎず、それだけに説得力に乏しいうらみがあつた。そうした疑問に答えるかのように、ドイツの連邦財務省次官ペール (Karl Otto Pöhl) は、すでに九月一日の通貨委員会で次のような発言をしていた。

三年前であれば「ドイツには」スネイクを維持するために努力する人たちがいた。当時はドイツ政府に譲歩する用意があつたが、残念ながらいくつかの国が譲歩を拒んだ。当時ドイツ政府の頭にあつたのは政治的理由であつた。今日政府を動かしているのも同じ政治的理由である。

そうした機会を逃したあとで、「今になつて」残そうとしているのは「スネイクの残滓」ではない。したがつて、オオルト氏の覚書と欧州委員会の覚書に示されている「敗北主義的」考えには強く反対する。……

結論として、オオルト提案のすべてに反対するわけではないが、それは時期尚早だと考える。まずインフレ率の違いを狭める必要がある。なぜなら、この違いが存在するかぎり目標相場圏について議論する必要はないと思われるからである。(55) (傍点は引用者)

ペールの言う三年前とはIMFの枠内で行われた「20カ国委員会」(C20) ナイロビ会議のころを指すと思われる。たしかに後段で見ると、当時のドイツ政府は、フランスがスネイクにとどまるかぎりこの欧州通貨協力制度は世界を固定相場制に戻すための有用な手段になり得ると見ていた。いわば政治的観点から、譲歩をしてまでもスネイク

を防衛する姿勢を示していたのである。では、一九七六年時点でドイゼンベルグ案に強硬に反対しなければならなかった「政治的理由」とは何か。通貨委員会の会合から五日後の九月一五日に開かれた閣僚理事会で、ドイツの財務大臣ハンス・アーベルは国政選挙が近いためにドイツの譲歩が難しいことをほのめかしている。⁽⁵⁶⁾一九二〇年代のハイパー・インフレの歴史的経験から戦後のドイツ国民はインフレに極度に敏感になっていた。ドイゼンベルグ案に関与すれば国内世論を刺激し、選挙で政権与党が不利になるといっているのである。つまり、ドイゼンベルグ案はドイツの通貨主権の核心をなす物価と通貨の安定を脅かすとみなされていたのである。同じ会議の席上、前出のペールは、「為替の安定はスネイクに参加していない諸通貨にたいする方がスネイクに参加している諸通貨間におけるよりも維持しやすい。……「スネイクの」機構の働きは、現状では、投機の要因になっている⁽⁵⁷⁾」と述べ、スネイクの仕組みに重大な欠陥のあることを率直に認めている。それにもかかわらず彼もスネイクの「改革」に反対するのであるから、ドイツの内政に占める通貨問題の重みが想像できよう。

ドイツ・ブendesバンク総裁のクラーゼン (Karl Kasen) も、二月一日の中央銀行総裁委員会でドイツ中央銀行の立場から同内容の発言をしている。この日の会合では、小委員会の主査エイヴァルト (F. Heyaert) からドイゼンベルグ案の検討状況が報告された。その内容は、目標相場圏を安定させるにはスネイク諸国の通貨を用いた介入とF E C O Mからの信用供与が有効であり、それには中央銀行間における事前協議の「手続き」をあらかじめ決めておくことが望ましいというものであった。クラーゼンはこの中間報告を次のように厳しく批判している。

経験の示すところでは、個別のケースについては、インフレを助成する印象をあたえかねない「手続き」や信用増を予定するよりも、「中央銀行間の」協力によって解決する方がよい……。

ドイツ・ブンデスバンクはこれまでと同様、具体的なケースごとに現実的な解決策を追求しようとするすべての議論に協力する用意がある。しかし、あらかじめ当行を拘束することになる一般的性格の取決めに応じる用意はないし、当行の機構からしてもできない。……柔軟性や補足的な便宜を導入しようとする多数派の動きにしたがうのは危険である。重要なことは、「為替の」安定に向けて仕事をすることであり、また、困難に際しては中央銀行間の信頼関係にもとづく協力を当てることである。ドイツ当局は、とくに通貨および通貨の価値にたいして国民があまりに敏感なために、スネイク外の諸国がマルクを使って介入することを認めるわけにはいかない。⁽⁵⁸⁾

ドイツの中央銀行は、インフレにたいする特別な国民意識と連邦銀行法の制約から、自らの行動の制約要因となるどんな取決めに加われないし、スネイク外諸国が目標相場圏維持のためにマルクを使用することも認めることができないというのである。

以上から明らかのように、ドイツの当局者たちは一九七七年の初頭においてもなお、欧州為替制度の改革に関しては、国内世論と中央銀行の制度および政策によって行動の自由を奪われていたのである。スネイクをとりまく環境の激変とスネイクにとどまる小国の苦境にたいして、ドイツは何らの積極的な対応も、柔軟な対応もできなかったのである。ドイツにできたのは、スネイク諸国間における為替平価の調整に依ることだけであった。一九七五年までは変動相場制を否認しつづけるフランスが共同体内で孤立していた。⁽⁵⁹⁾しかしフランスが変動相場を容認し、次いでドイツがドイゼンベルグ案を全面的に拒否して以降は、共同体内で孤立を深めることになるのはドイツである。

第四章 仏独連携の前進（一九七七年一月—七八年一月）

一 ユーロ・ペシミズム下の仏独関係

第一章の冒頭で述べたように、フランスは経済通貨同盟の建設と国際通貨制度の将来のいずれの問題についてもドイツと正反対の立場に立っていた。またフランスは、一九七四年一月から七五年五月までの期間と一九七六年三月以降の二度、イギリスおよびイタリアと同様スネイクを離脱していた。しかしそれにもかかわらず、ドイツとフランスの関係はドイツとイギリス、イタリアの関係と大きく違っていた。

すでに一九七三年九月のC 20ナイロピ会議の折に、ドイツ連邦財務省信用・通貨局長はフランスの当時の国庫局長ピエール＝ブロッレット (Claude Pierre-Brossollette) にこう語っていた。スネイクを安定した制度として維持するには、インフレに有効な手立てを講じられないイギリスとイタリアを参加させない方がよい。また、安定したスネイクは世界を固定相場制に引きとめる礎の役割を果たせる、と。⁽⁶⁰⁾換言すれば、フランスがスネイクにとどまり、スネイクが安定した制度として機能しているかぎり、ドイツはフランスの主張する世界固定相場制維持論にしたがうというのである。

フランスがスネイクを離脱したあとの一九七四年二月六日には、国庫局長ラロジエールとドイツの連邦財務省次官ペールが会談している。ここでもドイツはフランスとその他のスネイク外諸国とを明確に区別していた。会談の席上、ラロジエールがフランスのスネイクからの離脱はあくまでも「一時的」なものであることを強調したのにないし、ペールは次のように応じている。「協力の強化を難しくしているのは仏独関係ではない。両国間の調整はそれほ

ど難しくはない。問題の本質はイギリスとイタリアにある。……とくにイギリスとイタリアについては、ドイツは「石油のトカクセ赤字」(deficit non pétroliers) という観点から「両国の」国際収支問題の変化を見ることにしたい⁽⁶¹⁾。ドイツは、イギリスとイタリアの経済危機の本質は石油価格の高騰もさることながら両国の内政にあり、両国をフランスと同列には見ていないというのである。

仏独関係は一九七六年の秋から経済政策の運営をめぐって急速に緊密化する。その契機となったのはフランスにおける経済政策の大きな転換である。すでに述べたように、大統領ジスカールデスタンが同年八月に、新自由主義者パールを首相兼財務大臣に任命した。パールは九月から対外均衡に重点をおいた強力な新自由主義的安定政策、すなわち「パール・プラン」を実施する。ジスカールデスタンがこの政策を「社会的市場経済」と呼んでいるように、新しいフランスの政策は理念のレヴェルではドイツの政策と変わりがなくなる。しかもパール・プランには一九七七年度の通貨目標値、すなわちマネー・サプライの目標成長率が盛り込まれていた。通貨目標値それ自体は、フランス銀行によってすでに一九七三年から導入されていた。それはGDPの予想成長率を大幅に上回らない水準に流動性の伸び率を抑え込むことを目的としていた。パールはこのインフレ管理のための政策手段を公式のものに変え、しかも公表したのである。⁽⁶³⁾

通貨目標値の公表は前年に公表していたドイツに次いで欧州で二番目であった。さらにまた、新自由主義的政策は一九七六年六月に議会を通過し成立した第七次プラン法案にも盛り込まれ、一九七六年から八〇年までの中期の経済政策として公式に定置された。しかもこのプランには中期の通貨目標値も盛り込まれていた。⁽⁶⁴⁾フランスにおける安定政策はもはや一時的でも短期の政策でもなくなったのである。

二 仏独定期経済協議と通貨目標値

仏独定期経済協議

一九七六年の年末に近づくにつれて、バール・プランはしだいにはつきりとした効果を現わすようになる。⁽⁶⁵⁾バール・プランの順調なすべりだしに自信を深めたジスカールデスタンは、この安定政策をフランス国内に定着させるべく、ドイツとの経済政策面での連携に意欲を示した。こうして一九七七年一月から仏独間で定期経済協議が始まる。原則として半年ごとに行われるこの協議の狙いは、互いに相手国の経済政策について立ち入った意見交換を行い、相手国の経済政策にたいする相互理解を深めるとともに政策協調の枠組みを模索することにあつた。もとより共同体においても経済政策の協調は大きな課題として認識されており、すでに一九六〇年代から通貨委員会、総裁委員会、短期経済政策委員会の各専門委員会において経済・通貨動向の定期的検証が行われていた。たとえば通貨委員会では、この作業は「経済・通貨状況概観」(Tour d'horizon sur la situation économique et monétaire)と呼ばれ、各国について年に一回実施されていた。しかしそれは、経済政策と経済動向に関する情報交換の域を大きく出るものではなかつた。仏独政策協議の意義は共同体レヴェルで実施されていた検証作業の枠組みを大きく踏み出しているところにあつた。

新しいタイプの協議は仏独両国にとつて満足のいくものだったようである。一九七八年一月一三日の仏独首脳会議で、ジスカールデスタンとシュミットは「(経済協議の)成果を共同体の他の諸国に説明し、場合によっては九カ国にそれを移転すること」⁽⁶⁶⁾で合意した。仏独間の経済協議の成功を踏まえ、同種の協議を共同体全体に広げようというのである。次項で明らかになるように、仏独協議の欧州共同体版は早くもこの仏独首脳合意の直後に、通貨政策の領域で通貨目標値を軸に具体化されることになる。

インフレの管理と通貨目標値——前史

通貨目標値を利用した政策協調への動きそれ自体は、共同体においてとくに目新しいものではなかった。一九七二年に欧州諸国が顕著な物価上昇に見舞われた際に、すでにこの政策手段の導入に向けた動きがあったからである。そこでまず前史を確認しておくことから始めよう。

一九七二年八月三二日付の書簡⁽⁶⁷⁾で、財務大臣ジスカールデスタンが各国の経済財務担当僚僚と欧州委員会委員長にたいして、「反インフレ闘争」(lutte contre l'inflation)を呼びかけた。物価の上昇は域内諸国に共通している、域内諸国の経済は相互依存関係にある、物価や賃金の上昇は伝播しやすい——これらの理由をあげてジスカールデスタンは「経済共同体全体による協調行動」を呼びかけたのである。ただし彼の行動には、国民に不人気な政策を実施するために共同体を利用する、つまりが外圧を利用する、という隠れた動機も働いていたと見なければならぬ。⁽⁶⁸⁾

ジスカールデスタンの呼びかけにはドイツの経済大臣シュミットがただちに応じた。こうして仏独が連携したことから、九月一日に開かれた欧州閣僚理事会において、欧州委員会にインフレへの対応策の検討を付託することが決議された。その後、この問題の検討には通貨委員会、中央銀行総裁委員会、短期経済政策委員会の三つの専門委員会も加わることになる。

欧州委員会と三つの専門委員会が検討対象に選んだ政策領域は多岐にわたっている。各国の国内政策のなかでは物価政策、賃金政策、予算政策、通貨政策が、また共同体の政策のなかでは共通農業政策、貿易政策、競争政策が代表的なものである。それらのなかで唯一有望な政策領域として残ったのは通貨政策であり、また具体的な政策手段として浮上したのは当時、理論と実証の両面から研究が進みつつあった通貨目標値を用いた流動性の管理^{II}抑制である。

なぜそうなったかについては、一九七二年一月十八日、中央銀行総裁委員会に招致された欧州委員会副委員長レイモン・パールが、総裁たちを前にきわめて率直に経緯を説明している。それによれば、通貨政策以外の政策はいずれも労働組合や経済諸団体の反発を招き、政治や選挙絡みの問題に発展する可能性があるのにならして、通貨政策だけはいずれの国でも基本的に中央銀行の専権事項に属し、国会の議を経る必要がなかった。こうして通貨政策が残ることになったのである。⁽⁶⁹⁾

とはいえ通貨目標値の利用にたいしても、ドイツを除けばいずれの国の代表も積極的ではなかった。フランスの代表も例外ではなかった。フランス政府の内部では当時、最強の部局である国庫局が通貨政策から柔軟性を奪うとして通貨目標値の導入に反対していたが、その姿勢は専門委員会の場でも変わらなかった。フランス代表として一月四日の通貨委員会代理人会議に出席した国庫局長ブロック＝レネ (Michel Bloch-Lainé) は、物価とマネー・サプライの間の相関関係は厳密に確認されているわけではない、国ごとに景気動向は異なっている、同じく国ごとに通貨概念が異なるためにマネー・サプライを一律に定義することができない、などと否定的な材料を列挙している。また彼は、この会議の様子を財務大臣にこう報告している——「討議をつうじて、反インフレ闘争において通貨関連の手段を精力的に使用しようとする国が結局のところわずかにすぎないことを強く感じる」と。⁽⁷¹⁾

通貨目標値がインフレ管理の主要な手段とみなされれば、反インフレ闘争の責任を一身に負うのは中央銀行ということになる。このため一月十八日に開かれた中央銀行総裁委員会では、反インフレ闘争が事実上通貨政策だけで進められようとしていることに異論が統出した。しかし他に有力な選択肢がないことから、同委員会も最終的には通貨政策の面から協力することを了承した。⁽⁷²⁾ こうして一九七二年二月五日、欧州閣僚理事会は欧州委員会の提案にもとづいて、マネー・サプライの増加が一九七四年末において、固定価格で表示されたGDPの予想増加率および物価の

名目上昇率との関係で設定された年率を超えないようにすることを、域内諸国に勧告した。

このあと、通貨政策関連の各種指標を共同体レベルで検証することになったのは、通貨委員会と中央銀行総裁委員会の下に設置された共通の作業委員会「通貨政策手段の調和小委員会」⁽⁷³⁾ (Groupe d'études sur l'harmonisation des instruments de la politique monétaire. 委員長はバスチアーンヌ A.W. Bastiaanse) である。しかしこの作業委員会も、通貨目標値を軸に通貨政策の協調に向けて積極的に動くようになるのは一九七六年以降である。というのは、すでに通貨目標値が設定されていた国においても、この目標値は中央銀行の非公然の政策手段にとどめられていたからである。

通貨目標値が公的性格を帯びるのはドイツが一九七五年に行った通貨目標値の公表以降である。翌一九七六年五月二五日に開かれた通貨委員会では、ドイツ・ブンデスバンク副総裁のエミンガーがドイツの行った新しいところみについて詳細な報告を行っている。通貨委員会の歴史上、通貨目標値をめぐって立ち入った議論が行われたのはこれが最初である。同年七月にはフランスで、前述のように通貨目標値を中期の目標に盛り込んだ第七次プランが議会を通過する。次いで同年九月に、同じくフランスで一九七七年度の通貨目標値が公表される。ちなみに、ドイツとフランスのいずれの国においても、通貨目標値を公表した狙いは世論にたいする効果、なかでも賃上げの抑制という労使双方にたいする「心理的効果」⁽⁷⁴⁾にあった。

このように二つの大国が通貨目標値の公表で足並みをそろえたことから、一〇月一九日の通貨委員会で再度、通貨目標値の共同体内における取扱いについて審議が行われた。その結果、(1)ベルギーを除くすべての国でこの指標が何らかのかたちで利用されている、(2)この指標を強制力のないかたちで利用することが肝要である、の二項目が確認された。⁽⁷⁵⁾ 次いで一九七六年一月八日、欧州閣僚理事會が通貨委員会からの報告にもとづいて次の決議を採択した。

理事会は、通貨委員会が共同体加盟諸国で採用されている通貨目標値を定期的に検証することで意見が一致した。その際、通貨委員会は「マネー・サプライの」実際の変化と事前に設定された目標値を比較して、両者の食い違いを検証し、説明し、場合によっては対応策について討議するものとする。また、中間目標を漸進的に接近させることについて検討作業をつづけるものとする。⁽⁷⁶⁾

通貨目標値と通貨政策の協調——一九七八年一月二六日の通貨委員会合意

前史の紹介が長くなったが、以上のような経緯が背景にあったことから、経済政策協議についての一九七八年一月三日の仏独首脳合意は、ただちに同月二六日の通貨委員会の審議に反映されることになる。

この日の会合で欧州委員会経済財政局長のモスカ (Dot.U.Mosca) は、通貨目標値について、「単純な相互情報交換を超えて進む努力をする」ことを提案した。モスカは、前年十一月八日の欧州閣僚理事会決議を踏まえ、その内容をさらに具体化しようとしたのである。モスカ提案にはフランスとドイツが全面的に賛意を表明した。イタリアとイギリスは自国の経済および社会の現状と成長に軸足をおいた現行の経済政策を理由にあげて、通貨目標値を利用することに慎重な姿勢を示した。オランダとデンマークも通貨目標値の積極的な利用には消極的であった。通貨目標値をもたないベルギーは、それを設ける意思すら示さなかった。フランス首相府内で作成された覚書は、三つの小国がとった消極的な姿勢をこう分析している——「この問題に関するこれらの国の政策は、自国通貨がスネイクに緊縛されていることにもなう制約に支配されている。これらの国では、マネー・サプライは為替相場の「安定という」目標を達成する手段としてよりもその結果であるように見える。⁽⁷⁷⁾」要するに、これらの小国にとって最優先の政策課題は

スネイクに残留することであり、マネー・サプライは自国の通貨がマルクに追随した結果として決まっていたからであるというのである。端的に言えば、これらの諸国は通貨政策の自立性を失っており、そもそも目標値を設定すると自体に意味がなかったのである。

このように各国の反応は多様であったにもかかわらず、審議はフランスとドイツの主導で進められ、九カ国はこの日の会合で以下の四項目を確認することで合意した。

- (1) 経済政策の運営における通貨的観点が、なかでもそれが可能なところでは通貨目標値を設定することが、重要である。
- (2) 量的な目標値が存在しない国については、「(代りに)金利や為替管理のような参照指標を利用することができる。
- (3) 以上のような方法で方向づけられた通貨政策を収斂させることは有用である。
- (4) 共同体の各機関は、この収斂について決定することはしないまでも、少なくとも各国による約束を確認する。⁽⁷⁸⁾

以上の合意は、拘束力こそなかったとはいえ、通貨目標値という具体的な数値を利用して通貨政策の協調、さらには収斂に向けて前進しようとしている点で特筆に値する。また、それを主導したのがフランスとドイツであった点でも特別の重みをもっている。この合意は共同体を舞台とする仏独政策協調の最初の大きな成果であった。ただし、この合意を具体化するのには容易でなかった。たとえば通貨目標値とってみても、当時のフランスはM2、ドイツはM3によってそれぞれ目標値を設定しており、通貨の定義は国ごとに一定していなかったし、目標値の設定時期も国ごとにまちまちだったからである。

第五章 EMS 成立前夜のフランスとドイツ

フランスとドイツが経済政策をめぐって急接近した一九七七年―七八年初頭は、欧州委員会が経済通貨同盟の再発進に向けて積極的な行動を展開した時期でもある。一九七七年一〇月から翌七八年二月までの四ヶ月間に、欧州委員会はこの問題に関する報告を欧州閣僚理事会と欧州理事会で三回も行っている。次いで一九七八年四月からは、同委員会は大規模な景気浮揚計画の実施に向けて動く。本章ではこうした欧州委員会の一連の積極的行動にたいするフランスとドイツの対応を検証することによって、EMSの創設をめぐる仏独秘密交渉をとりまく客観的状況を明らかにすることにした。

一 経済通貨同盟再発進案（ジエンキンズ案）への対応 ジエンキンズ案

欧州委員会が行った報告とは一九七七年一〇月五日の「経済政策の協調の改善」(Amélioration de la coordination des politiques économiques nationales)、同年十一月一六日の「経済通貨同盟の展望」(Perspectives d'union économique et monétaire)、一九七八年二月一日の「一九七八年の行動計画」(Programme d'action 1978)の三つである。以下においては、これらをそれぞれ第一報告、第二報告、第三報告と呼ぶことにする。三つの報告は、その内容がフランス出身の欧州委員会経済財政担当副委員長オルトリの持論であったことから見て、彼が中心になってまとめたと考えられる。⁽⁷⁸⁾しかし、報告を行ったのが委員長ジエンキンズ(Roy Jenkins)であることから、これらは一括

表2 主要工業国のGDP成長率

%

	1972-77平均	1975	1976	1977
フランス	3.4	0.7	5.4	3.0
イタリア	2.8	-3.5	5.6	2.0
西ドイツ	2.2	-2.6	5.6	2.7
イギリス	0.3	-1.6	2.6	0.2
アメリカ合衆国	2.7	-1.0	5.8	4.7
日本	4.7	2.4	6.0	6.0

(出所) OECD (AN, 5AG3/2649. Direction de Prévision).

して、「ジエンキンズ案」と呼ばれることが多い。

欧州委員会はなぜこの時期に積極的な行動に出たのか。三つの報告とそれらの前後に作成された欧州委員会の文書類からは、この行動に三つの要因がかかわっていたことがうかがえる。第一に、石油危機による混乱から域内諸国経済間の差異——共同体内の用語で言う「Divergence」——が拡大し、域内諸国のスネイクへの再結集のめどがたたなくなっている。第二に、こうした状況が共同市場なかでも農業共同市場にいちじるしい歪みを生じている。第三に、一九七六年からドル相場が大幅に下落し、それと軌を一にして欧州諸国の成長率が鈍化している。欧州経済の停滞はアメリカと日本の経済が順調だっただけにいつそうきわだっていた(表2を参照)。かくて共同体は明らかに閉塞状態に陥っており、欧州委員会はこうした状況を経済通貨同盟の再発進によって打開しようとしたのである。たとえば、第二報告には次のように記されている。「経済通貨同盟とそれにいたる過程が、近未来および中期において、雇用、物価、国際収支といった一般的な経済状況を改善する本質的な要素になるであろう。…；最終的には、経済通貨同盟は、国際通貨制度の秩序回復において共同体が重要で決定的でさえある役割を果たすことを可能にするであろう」⁽⁸⁰⁾。経済通貨同盟の再発進は欧州のみならず世界の経済通貨問題を解決する切札とみなされていたのである。

ところで、三つの報告のなかでも中心に位置するのは第二報告「経済通貨同盟の展望」である。というのは、第一報告は第二報告のなかに事実上吸収されており、また

第三報告は第二報告を一九七八年度について具体化したものだつたからである。実際、第二報告の特別な位置づけを物語るように、この報告だけが共同体の最高の政治機関である欧州理事会においてなされている。そこで第二報告を中心に欧州委員会の経済通貨同盟再発進案を吟味することにしよう。

第二報告によれば、⁽⁸¹⁾経済通貨同盟の建設にはプラグマティックで漸進的な方法がとられる。すなわち、全期間を五年とする全体の「行動計画」を立て、その枠組みのなかで毎年、前年の結果を検証したのちに当該年度の行動計画を策定するという方法がとられることになっている。

全体の行動計画には「収斂」、「単一市場」、「産業構造問題および社会問題」の三つの目標が設けられているが、そのなかで最重要目標とされているのは「収斂」である。この「収斂」は次のように定義づけられている——「加盟諸国が経済政策の諸目標の優先順位について共通の理解をもつこと、そしてとくに反インフレ闘争を、社会正義、競争力および雇用確保のために最優先すること」。ここでは物価の安定が最優先の課題とされており、雇用は物価安定の結果として実現するという論理構成になっている。つまり、ドイツを除く域内諸国の多くが戦後に重視してきた雇用は、独立変数ではなく物価の従属変数として扱われている。こうした政策目標の優先順位は一九七六年の秋からフランスで実施されていたバール・プランの場合と同じであり、明らかに新自由主義の影響が認められる。⁽⁸²⁾欧州委員会がこのような報告を欧州理事会で行い、各国の首脳から異論が出なかつたということは、新自由主義が共同体内の共通の政策理念として受け入れられていたことを意味する。⁽⁸³⁾

そこで問題になるのは域内諸国の物価をいかにして安定させるかである。それは三つの手段によって実現されることになっている。

第一は経済政策の協調に実質をもたせることであり、またそのために、各国における政策の質的・量的目標の設定

とその達成度を、年間をつうじて「より体系的により規則的に検証する」ことである。それが具体的に何を意味するのかについては、オルトリが一九七八年一月一〇日の中央銀行総裁委員会で立ち入った説明を行っている。通貨政策に限定されてはいるが、従来の方法との違いがきわめて具体的に語られている。

通貨政策の協調の現状を、閣僚理事会においても（そこでは、年次報告を採択する際に議論がなされるもの）その論議は政策の質的な側面に限定されている）、同じく中央銀行総裁委員会においても（ここでは、各国の通貨目標についても、各国の目標相互間の整合性および各国の目標と「共同体の」共同の最終目標との整合性についても、議論がなされることは稀であった）乗り越える必要がある。欧州委員会は通貨の成長に関して、幅のある予測値のかたちで量的目標値を設定し公表する、という考え方を提示した。欧州委員会はこれを厳格に進めようとしているわけではなく、通貨政策の協調のための適切な方法について議論することの方を問題にしている。とはいえ、通貨政策を策定する際に、各国間で政策の擦り合わせが行われること、またインフレ「率」の違いを縮小するという「共同体の」一般的目標と擦り合わせが行われることに、大いにこだわっている。……

各国の政策の協調は共同体が必要としている水準にはたっついていない。協調は二つの困難に直面している。第一に、「協調をめぐる」問題はみな九カ国の守備範囲を超えている、と見る傾向がある……。第二に、共同体における協調の仕組みがひどく旧態依然としており、また、世論の視線を浴びながら行われるために、作業内容がかなり貧弱である。かくて、たとえば（九カ国で議論する前に欧州委員会と加盟諸国という）二者間で、あるいはかぎられた国家グループの内部で、率直な対話を行うようにする必要が⁽⁸⁴⁾ある。（傍点は引用者）

以上のオルトリの説明からうかがえることは、衆目を気にしなくてすむように、仏独経済協議の例にならない、少数の国家間で、率直な経済政策協議を重ねることによって協調を實質あるものにする、というのが欧州委員会の考えであつた。

物価を安定させる第二の手段は欧州為替制度の再編である。第二報告によれば、「スネイクは広大な欧州為替圏の内部における安定の本質的要素としてとどまる」ことになっている。つまり、現行のスネイクが制度の基軸とされている。一方、スネイク外諸国の通貨についても、新たに一定の規律——報告の用語を使えば「行動基準」(normes d'action)——が課せられることになっている。したがって、規律の厳格なスネイクの周りに規律の緩いスネイク外諸国の通貨が配置されるという、先のドイゼンベルグ案と同様の二重の構造をもつ制度が想定されていたことになる。

第三の手段は共同体の域内および各国内における不均衡の是正である。不均衡の是正は、共同体が独自に地域政策、社会政策、産業政策、エネルギー政策を推進することによって実現される。これらの政策を効果的に実施しようとするれば共同体の財政支出が増えるから、第二報告は五年間に共同体の財源の拡大を図るとしている。

以上が第二報告⁽⁸⁵⁾、しかもその核心に位置する域内諸国経済の「収斂」の概要であるが、第三報告も重点は経済の収斂におかれている。第三報告でとくに注目されるのは通貨政策と予算政策に関する部分である。まず通貨政策については、一方の欧州委員会と他方の通貨委員会および中央銀行総裁委員会との関係を強化することによって欧州委員会が各国の通貨当局と直接接合できるようにすること、「共同体の諸制度の共同変動相場機構」(スネイク)へのより直接的な参加」を可能にすること、の二つの提案がなされている。婉曲な表現で分かりにくいのが、これは中央銀行総裁委員会の会合とスネイク諸国の会合に欧州委員会が代表を送り込めるようにすることを意味していた。つまり、欧州委員会が通貨政策の協調の実現に直接的なかたちで責任を負えるように制度を改変するというのである。次の予算

政策については、さらにいつそう踏み込んだ提案がなされている。それは、財政収支の黒字の使途と赤字の補填方法について共通の数値目標を設定することによって、マネー・サプライの管理に抑制を共同体として財政面から行えるようにするというものである。

不調に終わったジェンキンズ案

上記のようなジェンキンズ案は、共同体の専門委員会とその作業委員会が一致して指摘していたように、先のドイゼンベルク案と基本は同じであった。というのは、この欧州委員会案は結局のところ次の二項目に集約できるからである。第一に、現行のスネイクを制度の中心に据える。第二に、スネイク外諸国の通貨にも規律の網を被せる。ただしそれは、域内諸国間の政策協議をつうじてスネイク外諸国に反インフレ政策の実施を促すという方法で行う。ドイゼンベルグ案との違いは、経済政策の協調に実質をもたせるために欧州委員会の主導で共通の政策目標や基準を設定し、その達成状況を定期的に検証する制度を共同体の内部に設けようとしている点にある。

それゆえジェンキンズ案には、ドイゼンベルグ案にたいすると同様の批判が向けられることになった。なかでも有力な批判の一つは、域内諸国相互間および欧州委員会と域内諸国の間で協議を行うだけでは経済政策の協調は実現できない、というものである。この批判はとくにドイツによってなされた。一九七七年一月二二日の欧州閣僚理事会で、ドイツの財務大臣ハンス・アーペルは共同体の内部に政策決定の仕組みがない現状では政策の協調は困難であると批判し、「新たな介入機構」⁽⁸⁶⁾の創設を提案している。ジェンキンズ案はドイゼンベルグ案と同様、制度として不完全だといっているのである。いま一つの批判は、そもそもイタリア、イギリス、フランスがスネイクから離脱したのは自国の経済政策をドイツの政策にあわせられなかったからであるから、目標や基準を設定すること自体に現実的意味がな

いというものである。これは主にフランスから向けられた批判である。一九七七年二月二八日、国庫局長ラロジエールはフランス政府内に設けられた省際委員会で、とくに基準の設定を問題にしている。彼によれば、各国間で経済状況が大きく違っているうえに経済問題にたいする診断が一致していない現状では、共通の基準を設定するのは「時期尚早」であり「危険」⁽⁸⁷⁾ですらある。一九七八年二月八日にも欧州委員会の第三報告への対応をめぐって省際委員会が開かれている。この日の会合では次のような原則にかかわる慎重な結論が下されている——「共同体加盟諸国の政策協定の強化に向けて前進するのはよいが、わが国の通貨政策の主権が侵されることがあつてはならないし、またこの協調が為替市場の本来の機能を妨げるものであつてもならない」⁽⁸⁸⁾。欧州委員会が各国の通貨政策および為替政策に積極的に関与しようとしているのにたいして、フランス政府が警戒を強めていたことがうかがえる。

ドイツ、フランス以外の諸国の姿勢も、オランダを別にすれば、一様に慎重であつた。とくに第三報告にたいしては、通貨委員会においても中央銀行総裁委員会においても各国の反応は冷やややかであつた。欧州委員会の代表が中央銀行総裁委員会やスネイク諸国の会合に常時出席することに賛成する国は皆無であつた。⁽⁸⁹⁾かくて、ドイゼンベルグ案を継承したジェンキンズ案も不調に終わったのである。これによつて、従来のスネイクは温存し、新たにスネイク外諸国の通貨に規律を課すという方法では経済通貨同盟を再発進させられないことがいつそう鮮明になつた。こうして各国の関心は再び欧州為替制度そのものに向かうことになる。

スネイク改革問題

一九七八年五月一一二日の通貨委員会では審議の大半が欧州為替制度問題に割かれた。この日の審議からは、問題の解決には三つのシナリオのあることが明らかとなつた。第一はドイツの描くシナリオで、フロート中の通貨が

無条件でスネイクに復帰することである。この時点でもドイツは依然として「いっさいの現実主義に反対する」姿勢を崩しておらず、唯一行つた譲歩も、スネイクに復帰する意志を示した国にたいして「試験期間中だけ拡大変動幅を適用する」⁽⁹⁰⁾というものとどまつた。第二は欧州委員会の描くシナリオで、すでに紹介したドイゼンベルグ／ジェンキンス案の実施である。欧州委員会はすべての国が折り合えるのはこのシナリオ以外にないとして、その有効性を主張した。第三はフランスの主張するシナリオで、通貨バスケットUCEMの創設を含む先のフルカード案にもとづく制度の抜本的改革である。

この通貨委員会の直後に、国庫局長ラロジエールが首相兼財務大臣レイモン・パールのために覚書を作成して⁽⁹¹⁾いる。フランスが五月二二日の欧州閣僚理事会でとるべき立場について大臣に助言するためであつた。ラロジエールは上記の三つのシナリオを分析し、最初の二つは受け入れられないとしている。第一のシナリオは、フランスがスネイクにとどまるのに二度失敗しているし、「フランス国内では賃金経費、物価、通貨発行および対外均衡が〔好ましくない方向に〕変化しており、依然として緊張がつづいている」からである。第二のシナリオは、第一ほどではないものの同じく「危険である」。なぜなら、為替関係の安定に向けた有効な措置が何も講じられておらず、いたずらに投機に「武器をあたえる」⁽⁹²⁾ことになり、遅かれ早かれ第一のシナリオと同じ結果になると見られるからである。

ラロジエールはパールにたいして、欧州閣僚理事会では、自らが「第三の道」と呼ぶ第三のシナリオを強く主張するよう進言している。「五月二二日に大臣たちが専門〔委員会の〕委員たちの作業を第三の方式に向けるようにしないならば、この方式が五月二二日の欧州閣僚理事会と七月六日の欧州理事会で勝利する可能性はなくなるであろう。そうなれば欧州理事会は行き詰まり、第一のシナリオに落ち着く恐れがある」⁽⁹³⁾。フランスの主張する第三のシナリオ以外に経済通貨同盟を再発進させる道はなく、それに失敗すれば現状が固定し経済通貨同盟への道が閉ざされるとい

うのである。

しかし、第三の道にたいしてはドイツ、しかもとりわけドイツ・ブンデスバンクの強い抵抗が予想された。当時のブンデスバンクの国際通貨および欧州通貨問題にたいする姿勢については、連邦財務省次官からブンデスバンクの副総裁に転任し、次いで総裁になったペールが後年（一九八四年二月）、きわめて明快に説明している。

ブンデスバンクはEMSの創設をきわめて冷ややかに迎えた。この態度は、一部は新しい機構〔EMS〕が生ずる前の状況によるものである。それに、ブレトンウッズ制度の最後の時期の経験が固定為替相場を再度経験することへの情熱を冷ましていた。実際、所与の為替相場を防衛すれば、法律がブンデスバンクに委ねた任務、すなわちドイツ連邦における通貨の安定を維持するという任務〔の遂行〕は容易でなくなる。自律的な安定政策を実施するための前提条件が整い、ドイツ連邦が世界のインフレ傾向から大きく距離をおくことができたのは、一九七三年の変動相場移行以後のことである。それに、変動相場はアメリカの金利からのドイツの金利の「減結合」(decoupling)の前提条件であったし、現在もそうである。ともあれ、その制度に固有な、為替相場の「過剩反応」傾向から生じる多くの問題にもかかわらず、変動相場制の大いなる柔軟性のおかげで、さまざまな風や危機を乗り越えることができた。変動相場のおかげで、財貨やサービスの自由流通が維持できたし、高度に統合された国際金融制度も発展した。別の結果として、ブンデスバンクは成功裏に安定政策を遂行することができた⁽⁹⁴⁾。

当時のブンデスバンクは、連邦銀行法に規定された安定政策という任務の遂行には変動相場制が最適であり、固定

相場制への復帰はたとえ範囲が欧州に限定されたとしても自らの任務遂行の妨げになると考えていた。ブンデスバンクにとっては、スネイクがミニ・スネイクに後退しても現状維持が最良の選択であった。いわば国内通貨政策を優先するために、ドイツの中央銀行はマルクと欧州の弱い諸通貨との関係強化に否定的だったのである。

このようなブンデスバンクの姿勢は欧州諸国の間で周知のことであったから、第三の道の採択を実現するには政治を動かすしかなかった。ラロジエールがバールに欧州閣僚理事会で第三の道を強く主張するよう進言したのはこのためだったのである。しかし国庫局長の進言は実際には必要がなかった。本稿では立ち入れないが、仏独首脳間の秘密交渉はすでに、ドイツ側が用意したフルカード案に着想を得た「よくできた草案」⁽⁹⁵⁾にもとづいて始まっていたからである。

二 欧州委員会「一九七八年夏に向けた共同体の経済戦略」への批判的対応

一九七八年の四月から六月にかけて、つまりE.M.S.の創設に向けた仏独秘密交渉とまさに併行して、経済政策をめぐる仏独間の連携は、欧州委員会が推進しようとした景気浮揚計画への対応をめぐって緊密の度合いを増す。

すでに指摘しているように、一九七六年から欧州諸国は景気後退に見舞われていた。前掲の表2に明らかのように、共同体全体のGDP成長率はアメリカと日本を大幅に下回っていた。欧州委員会は一九七七年一〇月の時点で次年度のGDP成長率の目標を四・四・五％に設定していたが、早くも年末には二・五―三％へと目標の大幅な下方修正を迫られる。またそれにもなつて、雇用情勢の悪化と社会的緊張の高まりを危惧するようになる。こうして欧州委員会は、一九七八年四月七日―八日の欧州理事会コペンハーゲン会議で景気浮揚計画の策定に取り組むことを提案し、この提案は認められた。

欧州委員会による作業結果は「一九七八年の夏に向けた共同体の経済戦略」と題する資料にまとめられ、一九七八年五月一六日の調整委員会と同年五月二二日の欧州閣僚理事会に内示された。この経済戦略は、一九七八年七月から七九年六月までの一年間に、欧州諸国が協調して財政出動を行い、共同体の成長率を四・五%に引き上げるといふものであった(表3を参照)。それはOECDによる世界レヴェルでの同種の計画と連携しており、⁽⁹⁶⁾ 欧州では財政に比較的余裕のあるドイツに景気浮揚の牽引力になることが求められていた。実際、内示された資料によれば、他の欧州諸国には特段の追加的財政努力が求められていなかったが、ドイツにだけはGDPの1%に相当する財政出動が求められていた。⁽⁹⁷⁾

この欧州委員会案にはドイツが強く抵抗した。五月と六月に開かれた実務者たちの会議(調整委員会)はもとより、欧州閣僚理事会でもドイツは明確に拒否反応を示した。連邦財務大臣のハンス・マットヘッフアーは、現政府にはそうした政策は政治的に実施不可能なだけでなく、数値目標は「幻想を抱かせることになり危険である」⁽⁹⁸⁾とまで言いきっている。

このようなドイツの厳しい対応をどう理解したらよいか。フランスではレイモン・パールの顧問ルルー(Roux)が、ドイツ政府とその周辺から漏れてくる情報にもとづいてドイツの対応を分析している。その結果は一九七八年七月一日付で覚書⁽⁹⁹⁾にまとめられた。そのなかでルルーは、ドイツの公式説明には説得力がないとし、考えられる「深い動機」を二つあげている。一つは、ドイツの政策当局者たちが景気後退を「構造現象」と見ているということである。すなわち、彼らは景気後退の原因はかなり以前からドイツの工業に生じていた「収益性の低下」にあると分析し、こうした構造問題を解決できるのは「国家の介入ではなく市場だけである」、また「本質的に輸出指向のこの国の経済を純粹に国内的措置によって浮揚することはできない」と判断しているというのである。いま一つは、ド

表3 欧州委員会「1978年夏に向けた共同体の経済戦略」にもとづくGDP成長率予測
%

	1977年の実績	1978年の予測	1979年の予測	1979年半ばの目標	1979年半ばの予測 (協調景気浮揚を実施しない場合)
西ドイツ	2.6	2.7	2.5	4.5-5	2.2
フランス	3.0	2.9	3.8	4.5-5	3.8
ベルギー	2.0	2.6	3.1	4.5-5	2.9
ルクセンブルグ	1.1	1.8	2.6		
オランダ	2.7	2.3	2.3	4.5-5	2.3
デンマーク	1.2	1.1	2.2	3.5-4	2.5
イタリア	1.7	2.0	3.4	4-4.5	3.2
イギリス	0.6	2.7	3.0	3.5-4	2.3
アイルランド	5.6	6.0	4.0	5-6	4.0
共同体	2.2	2.6	3.0	4.5	2.7

(出所) AN, 5AG3/2698. Note pour le Président de la République, par J.-P. Ruault, 3 juillet 1978. Relance européenne concertée.

イツではその水準がどうであれインフレは「絶対的悪」と見なされていることである。ドイツの当局者たちによれば、内需を拡大したところで、それは「つかの間の輝き」(feu de paille)に終わってしまい、景気浮揚が持続的成長の呼び水になる可能性は少ない。ドイツが西側経済の回復のためになすべきは、財政出動ではなく「物価安定への寄与」である。

では、欧州委員会の提案する協調行動は欧州諸国にどのような結果をもたらすのだろうか。ルールによれば、この点に関するドイツの見方は次のようになる。

協調的成長支持戦略は工業諸国に重くのしかかっている各種の制約を取り除くことはできるものの、危機からの脱出は保障してくれない。

ケインズ主義的タイプの行動は、それ自体では、一九六〇年代中葉以降に生れ、インフレと債務が長期にわたって隠蔽してきた構造的諸問題——生産施設の効率性の消滅と所得分配をめぐる緊張の増大——を解決できない。……それは現状のままの生産装置を補修し、それを固定化し、そ

して必要とされる集積、「進化への」適応および構造再編を遅らせる危険がある。⁽¹⁰⁰⁾

ルルーの覚書は同じ七月一日付で大統領顧問のリュオー (Jean-Pierre Ruffaut) に送られた。その二日後の七月三日に、リュオーが今度は大統領ジスカールデスタンのために覚書を作成している。そのなかでリュオーは、ルルーの分析をそっくりフランスにあてはめ、フランスがこの問題でとるべき立場について論じている。それは、欧州理事会ブレーメン会議直前におけるフランスの政権中枢部による現状の診断、ならびに政策論と見ることができる。そこで、長文ではあるが以下に引用しよう。

調整が完了していない諸国では、成長の促進は物価および賃金の緊張を拡大する——これは明らかにイタリアとイギリスにあてはまるが、フランスにもあてはまる。……〔欧州委員会の〕協調戦略を危機への適切な対応と考えるような幻想にとらわれてはならない。「危機」からの脱出は、わが国の生産施設、わが国の行動様式、わが国の慣行の〔進化への〕根本的適応によってはじめて可能になるであろう。

成長の促進が変化を促進してくれるなどということ、私は信じない。それはむしろ、われわれが持続的な急成長という「祝福された時代」に戻ったかのような錯覚に陥らせる恐れがあるように思われるし、それはようやく始まったばかりの構造転換を停止させ、われわれが立ち向かわねばならない真の諸問題、すなわちより効率的な労働編成の導入、既存施設の収益率の向上、より健全な産業金融、等々を隠蔽してしまうであろう。

それに、われわれはすぐに幻想から覚めることになろう。一九七五—七六年の経験によれば、経済の根本的健全化がなされぬかぎり、ケインズ主義的景気浮揚が持続的成長に行き着くことはない。同じく、景気浮揚戦略は

結局のところ、危機への本当の意味での対応を遅らせることにしかならない「成長の突発」(bouffée de croissance) に行き着くだけであるように、私には思われる。

それに、政治面で言えば、この戦略を実行すれば必ずあとになって(すなわち「大統領選挙前夜の」一九八〇年の初頭ころに) 失敗であることが判明するであろう。⁽¹⁰⁾

リュオーは覚書の最後で、(1)共同体の目標成長率の水準を引き下げ、協調景気浮揚計画を限定的なものにとどめることと、(2)この政策を実施した場合に生じる成長の増分を経済構造の転換促進に利用すること、の二つの方針のもとに大統領が対応するよう進言している。

かくてルルーとリュオーの覚書からは、仏独両首脳間で秘密交渉が行われていたまさにそのときに、景気後退の診断と採用すべき政策の方向性をめぐって、フランスの政権中枢部が「新自由主義の国ドイツ」と認識を完全に共有するにいたっていたことがうかがえる。

結び

石油危機と変動相場制の一般化という経済環境の激変をうけて、誕生したばかりの欧州通貨協力制度スネイクからはイタリア、イギリス、次いでフランスが離脱し、スネイクはミニ・スネイクへと縮小した。それとともに、一九七四年初頭に予定されていた経済通貨同盟の第二段階への移行も頓挫した。統合欧州が直面したこの厳しい現実を前にして、いずれの共同体加盟国も、理念や原則を前面に掲げた論争を控え、現実主義ないしはプラグマティズムに転じ

た。ドイツは共同体の制度問題に執着することをやめた。フランスは固定相場制への早期復帰を断念し、変動相場の容認に踏み切った。また、この国が神経をとがらせていた欧州統合と国家主権の関係については、「共同体加盟諸国による主権の共同行使」という一歩引いた現実主義的な考え方に落ち着こうとしていた。こうして新たな現実の基礎の上に、経済通貨同盟を軸に欧州統合を前進させるための枠組みづくりが始まる。フランスのフルカード案、ベルギーのテンデマンズ報告、オランダのドイゼンベルグ案と、一九七四年以降に相次いで提出された各国の提案は、いずれもそうした枠組みづくりをめざしていた。

しかし、すべての共同体加盟諸国が一致して認めていたように、いかなる妥協の枠組みも経済政策の協調が進まないかぎり本来の役割を果たすことはできない。ところがこのもつとも肝心な部分で、各国の足並み、なかでも二つの大国、フランスとドイツの間で足並みが大きく乱れていた。しかし経済通貨同盟の行く手を阻むこの最大の障害も、ようやく一九七六年に取り除かれる。この年にフランスがケインズ主義と訣別し、新自由主義へと大きく舵を切ったからである。この結果、経済政策の協調を重視し経済政策の中央決定機関の創設を急ごうとするドイツと、経済政策の協調を急ぐことに慎重で信用機構の拡充に積極的なフランスという、一九七〇年代初頭以来の対立の構図が消滅することになった。本論の最後に引用したフランスの大統領と首相兼財務大臣のそれぞれ顧問の手になる二編の覚書はそのことを見事なまでに証明している。

ところで、一九七六年以降に進展した仏独両国の経済政策面での協調はあくまでも理念レヴェルのものであり、経済の実態にはなお大きな隔たりがあった。それを総括的に示すのがインフレ率の違いである。表4が示すように、フランスの年平均インフレ率は一九七三―七七年が一〇・三五%、一九七八―八二年が一・七一%だったのに対し、ドイツはそれぞれ五・五八%、四・七五%であった。⁽¹⁰²⁾それゆえ、制度の要にパリティー・グリッド方式が据えら

表4 年平均インフレ率 (1968—82年)

%

	1968—72	1973—77	1978—82
西ドイツ	3.47	5.58	4.75
フランス	5.52	10.35	11.71
ベルギー	4.00	9.75	6.25
オランダ	6.02	8.61	5.48
デンマーク	6.24	10.81	10.75
イタリア	3.89	16.17	16.40
イギリス	6.59	16.30	11.96
アイルランド	7.57	16.09	15.21

(出所) Deutsche Bundesbank, *Fifty years of the deutsche mark. Central bank and the currency in Germany since 1948*, Oxford, 1999, p.761.

れ、参加諸国に厳しい規律が求められるスネイクへの復帰は、フランスにとって依然として困難であった。フランス以上にインフレ率の高いイタリア、イギリスにいたっては絶望的でさえあった。欧州委員会が一九七七年の年末に、スネイクを離脱していた諸国に一定の規律の網を被せるものの介入義務は課さないという折衷的な改革案を提案したのは、まさにこうした現実を反映するものであった。この改革案も制度としての不完全さと各国が経済政策への欧州委員会の関与を嫌ったことから不調に終る。そのあとに残ったのは、かつて非現実的であるとして除けられていたフルカード案だけであった。

フルカード案では、すべての共同体加盟諸国通貨から合成される通貨バスケットを導入し、パリティー・グリッド方式は廃止されることになっていた。したがってそれは、一方ですべての加盟国が対等な資格で参加することを可能にし、また他方で、スネイクほど厳しいものではなかったとはいえ参加国に規律ある経済政策を求める、完成度の高い制度であった。しかしフルカード案には、マルクの信認低下を恐れるあまり脆弱な欧州諸通貨との結合関係の強化に否定的な、ドイツの世論とドイツ・ブンデスバンクが大きな壁として立ちはだかっていた。物価と通貨の安定にたいする両者の執着は「原理主義」と呼べるほどに強固であり、ドイツ政府にもこの壁を崩すことは困難とみられていた。

ところで、経済通貨同盟の建設をめぐる問題の解決は急ぐ必要があった。ま

ず、スネイクにとどまっていた小国の苦境が限界に近づきつつあった。これらの国の貿易総額は四〇—四五%がドイツ貿易で占められていたものの、それを上回る五五—六五%の貿易はドル、ポンド、フラン、リラといった相場を下げつつける通貨で決済されていたからである。すでに一九七六年六月の時点で、オランダの財務省国庫局長オルトは「報復」や「競争的切下げ」という言葉を口にし、現状がつけば自国がそうした行動に出ざるを得なくなると警告していた。またこの年以降、スネイクの内部では小国の困難を緩和するための平価調整が頻繁に行われるようになっていた。一方、共同市場なかでも農業共同市場に生じた問題も放置しつづけるわけにいかなかった。通貨調整金制度(MCM)は共通農業政策に大きな歪みをもたらしただけでなく、共同体の財政負担を増加させていたからである。さらにまた、遅れて共同体に参加したイギリスは「再交渉」を要求しており、自らの利害や考え方に即した共同体の改変を目論んでいた。かくて経済通貨同盟の建設に向けた行動が遅れば遅れるほど、欧州大陸の六カ国によって基礎を据えられた共同体は求心力を失い分解に向かうはずであった。

一九七八年春の時点に立つて見れば、さまざまな懸案の解決が遅れている責任の大半はドイツにあった。一九七四年以降に提出されたいずれの改革提案にたいしてもドイツは強硬に反対していたし、共同体加盟諸国のなかで「周辺のな」位置づけにあつたイタリアとイギリスを別にすれば、有力な国で新たな提案を行っていないのはドイツだけだったからである。それゆえ次に動く国はドイツ以外になく、また共同体を閉塞状態から脱出させられるのはドイツの譲歩以外になかった。

以上に要約した一九七四年以降における経済通貨同盟をめぐる問題の推移と一九七八年春時点における問題状況は、本稿の冒頭であげた疑問の大半を解いてくれる。一九七八年四月—七月にドイツの首相シュミットがEMSの創設に向けてとつた一連の行動は、共同体とドイツのおかれた状況を熟知したうえで周到に準備されたものであることを

うかがわせる。まずジスカールデスタンの秘密交渉によってフランスとの間で合意可能な案——したがって、フルカード案を基礎にした欧州通貨制度案——をまとめる、次にその案を極秘に各国政府に説明し了解をとりつける、そして欧州評議会でその案の採択を決議する、最後にこの欧州評議会決議を後盾にして、つまり外圧を利用して国内世論とドイツ・ブンデスバンクを説得する。

かつてドイツ出身の初代欧州委員会委員長ヴァルター・ハルシュタインは「われわれはビジネスを行っているのではない、政治を行っているのである」と述べたが、シュミットがとつた行動とその成果であるEMSの誕生は、経済統合が「政治的現象」⁽¹⁰⁴⁾であることを改めて確認させてくれる。

注記

- (1) 権上康男「ヨーロッパ通貨協力制度『スネイク』の誕生（一九六八―七三年）——戦後国際通貨体制の危機とフランスの選択」『エコノミア』第五六巻第一号、二〇〇五年五月、同「ウェルナー委員会とフランスの通貨戦略——フランスは『マネタリスト派』であつたか」『経済系』第二二七集、二〇〇六年四月。
- (2) 一九七一年八月二五日、ブランドは秘書官のフォッケ(Focke)女史をフランス大統領府に極秘に派遣した。フォッケに應對したポンピドゥーの外交顧問ベルナル(Jean René Bernard)によれば、彼女は「ジスカールデスタン氏とシラー氏の関係からすると、欧州の将来について、基本領域で前向きの結論に到達できないのではないかと懸念を表明し、国際通貨問題にたいするドイツの立場を説明した。そして最後に、「フランス」大統領と「ドイツ」連邦首相の両官房の間に結ばれた関係が今後も継続することを希望した」。AN, 5AG2/69. Note pour le Président de la République, 25 août 1971, par Jean-René Bernard.
- (3) 共同体に特有の用語「協調」「収斂」については公式の定義は存在しない。ただし、「協調」については通貨委員会による準公的ともいえる定義がある。それによれば、「協調とは諸国が自国の政策の概念や目標について議論を行い、またそれらを調整して相互に両立可能にする過程である」(Vingt et unième rapport d'activité du Comité monétaire en

1979, No. C 186/1)。「収斂」についてはフランス銀行総務局長が次のように定義づけている。「関係するさまざまな諸国の間で経済変数の水準や成長率が接近するときに収斂がある」と言う。広義では、この概念は経済構造および経済政策の手法の収斂についても拡大して適用される」(Didier Brunel, *La Monnaie*, Paris, 1992, p.305)。したがって二つの用語は相互に部分的に重なっている。

- (4) たとえば、国庫局内で作成された一九七六年三月二十五日付の覚書には次のように記されている。「欧州為替制度の負担は正しく分割されていない。実際、もともと『強い』諸通貨は経済的もしくは金融的努力を免除されている。最強の諸通貨に追随しようと努め、またときには外貨準備の面で犠牲を払うのは他の諸通貨である。こうした非対称性が〔為替〕機構の均衡を根本から損っている。機構にはもはや最強の諸通貨ないしは国際収支の構造的黒字諸国しか参加していない。他の諸通貨がそれらと結合しようと望むなら、それらだけが負うリスクと危険を覚悟しなければならぬ……。」(AEF, B50484. Direction du Trésor. Note sur le système de change européen, 25 mars 1976.)

- (5) ABF, 1489200205/254. Comité des Gouverneurs des Banques centrales. Comité des Suppléants. Rapport sur les arrangements possibles visant à contribuer à une plus grande stabilité entre toutes les monnaies communautaires, 8 novembre 1976.

- (6) François-Xavier Ortol, Intérêts nationaux et nécessité communautaire, in *Traité de Rome. 25^e Anniversaire, 1957-1982*, Direction des Journaux officiels, mars 1982, p.4.

- (7) このことば、本稿の後段で考察するオランダの欧州為替制度改革案をめぐる問題の展開からもうかがえる。

- (8) AEF, Z14292. Commissariat général du Plan. Vers le VII^e Plan, janvier 1973.

- (9) *7e Plan de développement économique et social, 1976-1980*, p.12.

- (10) F.-X. Ortol, Intérêts nationaux, *op. cit.*, p.4.

- (11) ABF, 1489200205/218. Ministère de l'Agriculture. Commission des Communautés européennes. Les dossiers de la politique agricole commune. Les montants compensatoires monétaire s, n°25-26, avril-mai 1974.

- (12) Cit. dans le dossier: L'économie française et le SME, 31 janvier 1979. Annexe III. Montants compensatoires monétaires et le SME (AN, 5AG3/9699).

- (13) 大統領外交顧問ロバンは、イギリスの要求の行き着くところは「欧州防衛共同体」の二の舞であると分析していた。

- たとえば、彼は大統領に宛てた覚書にこう記している——「イギリス流の完璧な欧州像は、欧州防衛共同体の失敗のあとにイギリスによって計画された欧州同盟 (Union de l'Europe occidentale) である。……『再交渉』はフランス流の共同体にイギリス流の共同体を代えるに違くない」(AN, 5AG3/921. Note, 21 janvier 1975, par Gabriel Robin. Réflexions sur la « renégociation »)。
- (14) Cit. par Christians, membre de la direction de la Deutsche Bank, dans son exposé devant la Commission européenne et monétaire, Parlement européen, février-mai 1979 (ABF, 1489200205/289).
- (15) 権上「ウェルナー委員会とフランスの通貨戦略」(前掲論文)「一五——一六頁」を参照。
- (16) 権上「スミンニアン体制崩壊後の欧州通貨協力」(一九七二—七六年)——『スネイク』改革問題とフランス』『横浜商大論集』第四一卷第二号、二〇〇八年二月、五〇—五一頁、を参照。
- (17) 現実には通貨バスケットのほとんども新しいタイプの非対称が生まれることになる。本稿では立ち入れないが、それはEMSの立ち上げの際の問題になる。
- (18) ABF, 1489200205/273. Ambassade de France à Bonn. Conseiller financier. La crise monétaire de 1976, 26 mars 1976, par Maurice Viand.
- (19) 以上はフルカートの二編の覚書に拠っている。Note sur un nouveau régime de fluctuation des monnaies européennes, s.d. (mémoireandum Fourcade) (ABF, 1489200205/254) ; Aide-mémoire sur le fonctionnement du mécanisme européen de réajustement des marges, 20 mai 1975 (ABF, 1489200250/273).
- (20) 以上の詳細については、権上「スミンニアン体制崩壊後の欧州通貨協力」(前掲論文)「一五——一六四、一六九——一七六頁」を参照。
- (21) AEF, B50483. Préparation de la réunion des Chefs de gouvernements des Etats membres de la Communauté. Note pour le Ministre, 29 novembre 1974.
- (22) *Idem*.
- (23) AN, 5AG3/2697. Note pour le Ministre. Réflexion sur l'avenir de l'union économique et monétaire, 2 juillet 1975, par Jacques de Larosière.
- (24) 以上のラロシエール覚書の詳細については、権上康男「ケインズ主義から新自由主義へ——一九七〇年代の経済危機

「コンマンスの転進」『横浜商大論集』第四三卷第一号、二〇〇九年九月、七一—〇頁、を参照。

- (25) AN, 5AG3/923. Note pour le Président de la République, 5 mars 1976, par Gabriel Robin.
- (26) *Idem*.
- (27) *Idem*.
- (28) AN, 5AG3/921. Extrait du relevé de décisions du Conseil des Ministres du 18 mars 1976. Partie « C ».
- (29) AN, 5AG3/2697. Exposé de Valéry Giscard d'Estaing à l'École Centrale le 25 janvier 1974.
- (30) AEF, B50484. Note pour le Ministre, 10 février 1976, par Jacques de Larosière.
- (31) AEF, B12547. Note destinée à Michel Bloch-Lainé, 11 juillet 1975.
- (32) AN, 5AG3/2700. Note pour le Président de la République, novembre 1975.
- (33) 詳細については「権力とシステム」の体制崩壊後の欧州通貨協力（前掲論文）七七—八〇頁、を参照。 Cf. Jacques de Larosière, « Valéry Giscard d'Estaing et la politique monétaire internationale » in Serge Bernstein et Jean-François Sirinelli (sous la dir. de), *Les années Giscard. Valéry Giscard d'Estaing et l'Europe, 1974-1981*, Paris, 2004, p.27-32.
- (34) AN, 5AG3/923. Note pour le Président de la République, 19 mars 1976, par Gabriel Robin. Origines du Rapport Tindemans.
- (35) *Idem*.
- (36) *Idem*.
- (37) AN, 5AG3/921. Ministère de la Coopération. Compte rendu de la réunion de l'ancien Comité d'Action pour les États-Unis d'Europe, tenue à Bruxelles le 18 octobre 1975.
- (38) AN, 5AG3/921. Le secrétaire d'Etat auprès de l'Agriculture. Note, 20 octobre 1975, par J.F.D.
- (39) AN, 5AG3/923. Ministère des Affaires étrangères. Europe. Note, 3 mars 1976. Propos du Chancelier Schmidt sur l'Europe: Entretien accordé le 23 octobre 1975 aux journalistes allemands accrédités auprès des Communautés. — Non publié.
- (40) *Idem*.
- (41) *Idem*.
- (42) "European Union. Report by Mr. Leo Tindemans, Prime Minister of Belgium, to the European Council", in *Bulletin of the*

European Communities, Supplément 1/76, 36p.

- (43) AN, 5A63/923. Note pour le Président de la République, 5 mars 1976, par Gabriel Robin.
- (44) Rapport des Ministres des Affaires étrangères au Conseil européen et relatif au rapport de M. Tindemans concernant l'Union européenne. Cf. AN, 5A63/923. Ministère des Affaires étrangères. Conseiller technique. Note, 24 novembre 1976.
- (45) AN, 5A63/923. Note pour le Président de la République, 26 novembre 1976, par Gabriel Robin.
- (46) ABF, 1489200205/276. Compte rendu détaillé des discussions intervenues au Comité monétaire, le 10 septembre. ホケルノの書簡を分析したフランス銀行外事局の書簡には「競争的通貨の自由化は、この懸念がマネーマーケットの自由化の度と関係する」と評議している。ABF, 1489200205/276. Direction générale des Services étrangers. Quelques considérations sur les propositions Oort-Duisenberg, 6 septembre 1976.
- (47) *Idem*.
- (48) ABF, 1489200205/276. Compte rendu détaillé des discussions intervenues le 10 septembre 1976 au Comité monétaire.
- (49) ABF, 1489200205/276. Commission des Communautés européennes. Action économique et monétaire, 25 mars 1976. Communication au Conseil européen des 1er et 2 avril 1976 à Luxembourg.
- (50) ABF, 1489200205/276. Compte rendu détaillé des discussions intervenues au sein du Comité monétaire du 10 septembre 1976, *id.*, 1489200205/203. Compte rendu du Comité monétaire, 10 septembre 1976.
- (51) ABF, 1489200205/276. Direction générale des Services étrangers. Quelques considérations sur les propositions Oort-Duisenberg, 6 septembre 1976.
- (52) ABF, 1489200205/203. Compte rendu du Comité monétaire, 10 septembre 1976 ; *id.*, 1489200205/347. Note pour le Ministre, 1^{er} février 1977, par Jacques de Larosière. ロジエールの前任のポエール＝ブロンレットが国庫局長の地位にあった一九七三年一〇月までは、通貨委員会におけるフランス代表は国庫局長であった。しかしラロジエールが国庫局長に就任して以降は国庫局国際課長が通貨委員会におけるフランス代表を務めることになる。ただし、財務大臣のために作成される通貨委員会の会議記録は、その後も一般に国庫局長名で作成されていた。
- (53) ABF, 1489200205/203. Compte rendu du Comité monétaire, le 22 février 1977.
- (54) *Idem*.

- (55) ABF, 1489200205/203. Compte rendu du Comité monétaire du 10 septembre 1976.
- (56) AEF, B54757. Note pour le Président de la République. Compte rendu de la réunion des ministres des Finances du 15 septembre 1976.
- (57) *Idem*.
- (58) ABF, 1489200205/276. Procès-verbal du Comité des Gouverneurs des Banques centrales, 14 décembre 1976.
- (59) 詳細については、権上「スミンニマン体制崩壊後の欧州通貨協力制度（前掲論文）」を参照。
- (60) AEF, B62105. Note d'information, 4 octobre 1973. Quelques vues allemandes sur les problèmes monétaires internationaux.
- (61) ABF, B50483. Note pour le Ministre, 6 décembre 1974, par Jacques de Larosière.
- (62) Valéry Giscard d'Estaing, *Les Français. Réflexions sur le destin d'un peuple*, Paris, 2000, p.132.
- (63) これはフランスの政府と中央銀行がマネタリズムを受け入れたことを意味するものではなかった。パールに協力したフランス銀行総裁クラピエは通貨目標値について次のように述べている。「通貨の創造は大半がインフレの反映であり、インフレの原因であるよりもむしろ結果である。とはいえ、通貨がインフレにもなつて際限なく創造されるならばそれはインフレの拡大を助長する」（Cit. Par Didier Brunel, *op. cit.*, Paris, 1992, p.273.）。したがってそれは、クラピエ自身が言うように「控えめなマネタリズム」（ABF, 1489200205/276. Procès-verbal du Comité des Gouverneurs des Banques centrales, 10 mai 1977.）と呼ぶべきものであった。
- (64) 権上康男「ケインズ主義から新自由主義へ（前掲論文）」一九頁、を参照。
- (65) 以上の詳細については、権上康男「ケインズ主義から新自由主義へ（前掲論文）」四三―四四頁、を参照。
- (66) AN, 5AG3/937. Coordination économique franco-allemande. Compte rendu de la réunion du 13 janvier 1978.
- (67) ABF, 1489200205/273. De Giscard d'Estaing aux ministres des Finances des pays membres de la CEE et au Président de la Commission de la CEE, 31 août 1972.
- (68) 一九七〇年四月七日、ヴェルネル委員会の初会合の折りに、中央銀行総裁委員会委員長のアンシヨール（Hubert Ansiaux）は共同体で行われる経済政策の調整は各国の国内で大きな重みをもつと述べ、次のようなエピソードを紹介している。「過日、わが国の財務大臣が私に、共同体で予算政策を決められるようになれば、自分にとって国会および

- の討論を兼ねていっしょに集むべきだ、とだけ述べた。』(AEF, B62129. Verbatim d'intervention d'Ansiaux et de Clappier (réunion du Groupe *ad hoc* « Plan par étapes » du 7 avril 1970, Bruxelles, 10 avril 1970).)
- (69) ABF, 1397199801/47. Procès-verbal du Comité des Gouverneurs des Banques centrales, 18 octobre 1972.
- (70) 権上「ケインス主義から新自由主義へ(前掲論文)」一四一—一七頁、を参照。
- (71) ABF, 1489200205/273. Compte rendu de la réunion des Suppléants du Comité monétaire, tenue le 4 octobre 1972. Note pour le Ministre, 6 octobre 1972.
- (72) ABF, 1397199801/47. Procès-verbal du Comité des Gouverneurs des Banques centrales, 18 octobre 1972.
- (73) この小委員会は一九七一年三月に設置が決定されたが、発足したのは一九七二年三月であった。ABF, 1489200205/244. Comité de Gouverneurs des Banques centrales. Rapport sur les conditions d'évolution de la masse monétaire dans les Etats membres de la CEE, 9 mai 1973.
- (74) ドイツの連邦財務省次官ペールは一九七六年五月二十五日の通貨委員会で、通貨目標値の公表についてこう説明している。「これらの基準値の設定はすべてに社会、パートナーたちにとらえる抑制効果を狙ったものである。決定的なことは、基準値が公表されたことである。それは「方向性を明確にするもの」である。しかしその枠組みは心理的効果しかもたないはずである」。ABF, 1489200205/276. Comité monétaire. Réunion du 25 mai 1976.
- (75) ABF, 1489200205/203. Compte rendu du Comité monétaire, 19 octobre 1976.
- (76) AEF, B50484. Résolution adoptée le 8 novembre 1976 par le Conseil des Ministres.
- (77) ABF, 1489200205/256. Premier Ministre. Comité interministériel. Secrétariat général. Réunion tenue à ce Secrétariat général 8 février 1978.
- (78) ABF, 1489200205/203. Réunion du Comité monétaire le 26 janvier 1978 ; ABF, 1489200205/256. Premier Ministre. Comité interministériel. Secrétariat général. Réunion tenue à ce Secrétariat général le 8 février 1978.
- (79) ABF, 1489200205/256. Direction générale des Services étrangers. Réflexions préliminaires sur la communication de la Commission relatives aux « Perspectives d'union économique et monétaire », 9 mars 1978.
- (80) ABF, 1489200205/256. Commission des Communautés européennes. Communication sur les perspectives d'union économique et monétaire (Conseil européen, les 5 et 6 décembre 1977, à Bruxelles), 17 novembre 1977.

- (81) 以下、第二報告に関する引用は、とくに断りのないかぎり報告の原本である *Idem.* より行う。
- (82) パール・プランと新自由主義の關係については、権上「ケインズ主義から新自由主義へ」(前掲論文)「二八頁以下、を参照。
- (83) 厳密に言えば、そうした状況は欧州石炭鉄鋼共同体の発足の当初から認められる。石山幸彦「ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体における新自由主義(一九五三—一九六二年)——リュエフの経済思想と石炭鉄鋼共同体」権上康男編『新自由主義と戦後資本主義——欧米における歴史的经验』日本経済評論社、二〇〇六年、所収、および同書 四二二—四三三頁、を参照。
- (84) ABF, 1489200205/256. Procès-verbal du Comité des Gouverneurs des Banques centrales, 10 février 1978.
- (85) 以下、第二報告に関する記述の引用は、以下の報告原本より行う。ABF, 1489200205/256. Commission des Communautés européennes. Programme d'action 1978 (Communication de la Commission au Conseil), 10 février 1978.
- (86) ABF, 1489200205/256. Premier Ministre. Comité interministériel. Note, 29 novembre 1977. Les perspectives d'UEM. Communication de la Commission au Conseil.
- (87) *Idem.*
- (88) ABF, 1489200205/256. Premier Ministre. Comité interministériel. Compte rendu, 13 février 1978. Réunion tenue au Secrétariat général le 8 février 1978.
- (89) ABF, 1489200205/256. Comité des Gouverneurs des Banques centrales. Comté des Suppléants. Rapport sur la communication de la Commission concernant les perspectives d'union économique et monétaire, 3 février 1978.
- (90) ABF, 1489200205/348. Compte rendu du Comité monétaire des 11 et 12 mai 1978.
- (91) ABF, 1489200205/256. Note pour le Ministre, par Jacques de Larosière, s.d. Perspectives de l'union économique et monétaire européenne.
- (92) この段落の引用はすべて *Idem.* に拠っている。
- (93) *Idem.*
- (94) ABF, 1489200205/288. Perspectives de développement du système monétaire européen. Discours de Karl Otto Pöhl devant les représentants de l'Association des Caisses d'Épargne de la Communauté le 7 décembre 1984 à Bonn. Extraits

- de la Revue de Presse de la Bundesbank, 7 décembre 1984.
- (65) シスカール・ナスタンの私的代理人クルト・ユングの著書による証言。Comité pour l'histoire économique et financière. Archives orales de Bernard Clappier, 19 mars 1990. Cassette n°11.
- (96) 一九七八年下期に四・三%だったOECD諸国の成長率は一九七八年下期には三・四%にまで下がっていた。OECDはこの成長率を一九七九年半ばの時点で四・五%の水準に引き上げようとしており、欧州と日本にそのための牽引力を必要とすることを期待していた。AN, 5AG3/2698. Note pour le Ministre, par P. Cortesse, directeur de la Prévision, 13 juin 1978. Conseil des Ministres des pays de l'OCDE des 14 et 15 juin 1978.
- (67) AN, 5AG3/2698. Commission des Communautés européennes. La stratégie économique concertée de la Communauté pour l'été de 1978.
- (85) AN, 5AG3/2698. Documents communautaires, juin 1976.
- (86) AN, 5AG3/2698. Le Conseil technique du ministre de l'Economie et des Finances, Le Roux, à J.-P. Ruault, 1^{er} juillet 1978. 以下、ルルー覚書にかかわる引用はすべてこの文書から行なう。
- (90) *Idem*.
- (101) AN, 5AG3/2698. Note pour le Président de la République, 3 juillet 1978, par J.-P. Ruault.
- (102) *Fifty years of the Deutsche mark. Central bank and the currency in Germany since 1948*, Oxford, 1999, p.761.
- (103) Walter Hallstein, "Economic integration and political unity in Europe", a speech delivered at Harvard University on May 22, 1961, cit. by Richard Mayne, *The Community of Europe*, London, 1962, p.128 (R・メーン著、現代研究会訳『ヨーロッパ共同体——その歴史と思想』タニヤホン社、一九六三年、一七〇—一七一頁); *id.*, *Europe in the making*, London, 1972, p.28.
- (104) ABF, 1397199404/99. Commission de la Communauté économique européenne. Memorandum de la Commission sur le programme d'action de la Communauté pendant la 2^{ème} étape, Bruxelles, 24 octobre 1962.

本稿は、平成二〇年度日本学術振興会科学研究費補助金(基盤研究(C))「欧州通貨統合の歴史的起源とフランスの通貨戦略」(一九六八—一九七九年)の成果の一部である。